

武庫川水系河川整備計画
進行管理報告書
[平成 25 年度版]

平成 25 年 10 月

兵 庫 県

目 次

1	進行管理項目一覧	1
2	進行管理結果	
	(洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項)	
	管理番号1 (下流部築堤区間)	4
	管理番号2 (下流部掘込区間)	8
	管理番号3 (中流部)	11
	管理番号4 (上流部及び支川)	14
	管理番号5 (支川の堤防強化)	17
	管理番号6 (下流部築堤区間の堤防強化)	20
	管理番号7 (新規遊水地の整備・青野ダムの活用)	23
	管理番号8 (洪水調節施設の継続検討)	26
	管理番号9 (流域対策)	29
	管理番号10 (減災対策)	34
	(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項)	
	管理番号11 (正常流量の確保)	41
	管理番号12 (緊急時の水利用)	44
	管理番号13 (健全な水循環の確保)	47
	(河川環境の整備と保全に関する事項)	
	管理番号14 (「2つの原則」の適用等)	50
	管理番号15 (天然アユが遡上する川づくり)	55
	管理番号16 (良好な景観の保全・創出)	58
	管理番号17 (河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保)	61
	管理番号18 (水質の向上)	64
	(河川の維持管理等に関する事項)	
	管理番号19 (河川の維持管理)	67
	管理番号20 (流域連携)	72
	管理番号21 (モニタリング)	77
	管理番号22 (河川整備計画のフォローアップ)	80

武庫川水系河川整備計画 進行管理項目一覧

河川整備計画(第4章「河川整備の実施に関する事項」)に記載された事項・項目		管理番号	【実施目標】	【取組方針】	【点検指標】	必要に応じて実施する項目	
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	1. 河川対策	(1)河道対策	①下流部築堤区間 (河口～JR東海道線橋梁下流)	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m ³ /s(甲武橋基準点)を安全に流下させる。	国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまでの河床掘削 流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅、部分的な高水敷掘削	河床掘削(No.7～No.50) L=5,700m 低水路拡幅・高水敷掘削(右岸No.10～No.31) L=2,000m 低水路拡幅・高水敷掘削(左岸No.25～No.31) L=580m	
			②下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m ³ /s(生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。	護岸整備やパラベット等による溢水対策(仁川合流点～生瀬大橋) 河床掘削等(生瀬大橋～名塩川合流点)	護岸整備、パラベット等(9.0k～15.9k)L=6.9km 河床掘削等(15.9k～18.4k)L=2.5km	
			③中流部 (名塩川合流点～羽束川合流点)	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,600m ³ /s(武田尾地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。	護岸整備等による溢水対策(武田尾地区)	護岸整備等(武田尾地区)L=1.2km	
			④上流部(羽束川合流点～本川上流端)及び支川	各河川の目標流量を安全に流下させる。 ・大堀川 50m ³ /s ・波豆川(宝塚市) 160m ³ /s ・山田川 100m ³ /s ・相野川 45m ³ /s ・波賀野川 25m ³ /s ・荒神川 39m ³ /s ・波豆川(三田市) 65m ³ /s ・大池川 40m ³ /s ・武庫川及び真南条川 110m ³ /s	大堀川(宝塚市)の整備	河床掘削等(西田川橋～西ノ町橋)L=1.2km	
					荒神川(宝塚市)の整備	河床掘削等(国道176号～荒神橋)L=0.6km	
		⑤下流部築堤区間の堤防強化 (南武橋～仁川合流点)	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。また、治水上特に注意が必要な箇所を対象に、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする。	天王寺川(伊丹市、宝塚市)の整備	堤防強化[ドレーン工による浸透対策](伊丹市荒牧～宝塚市中筋)L=0.6km		
				天神川(伊丹市、宝塚市)の整備	堤防強化[表のり面被覆工による浸透対策](伊丹市荻野西～宝塚市山本西)L=3.8km		
				計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、侵食対策	・ドレーン工法等の浸透対策 ・護岸工による侵食対策		
		(2)洪水調節施設の整備	①新規遊水地の整備 ②青野ダムの活用 ③洪水調節施設の継続検討	新規遊水地の整備により20m ³ /s、青野ダムの活用により40m ³ /sを確保し、甲武橋基準点において280m ³ /sの洪水調節を行う。 河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。	計画高水位以上の洪水に対する堤防強化	・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	
					堤防に近接する一部の家屋等の対応	堤防に近接する一部の家屋等の対応の検討	
					遊水地整備 洪水調節容量の拡大	遊水地整備 洪水調節容量の拡大(操作規則の適切な変更)	
		2. 流域対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)	(1)貯留施設の設置による流出抑制対策の実施 (2)様々な流出抑制対策の推進	「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m ³ /sとする。また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置、「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	
					学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m ³)	
					「調整池指導要領及び技術基準」に基づく設置指導	「調整池指導要領及び技術基準」に基づく設置指導	
					流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等	
森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能など公益的機能の維持・向上	人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携) 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土浸食防止対策 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備)						
無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じた森林の適正な保全	保安林・林地開発許可制度の適切な運用						
豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策 治山事業等による流木・土砂災害防止対策						
水田の持つ多面的機能の維持・向上	水田の保全(関係機関連携・農業者連携)						
水田貯留の実施	課題解決に向けた取組等の検討						
その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	公共施設での貯留・浸透施設の設置 各戸への雨水貯留タンクの設置 道路側溝等の浸透化 透水性舗装						

武庫川水系河川整備計画 進行管理項目一覧

河川整備計画(第4章「河川整備の実施に関する事項」)に記載された事項・項目	管理番号	【実施目標】	【取組方針】	【点検指標】	必要に応じて実施する項目						
第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 3. 減災対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)	10	計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置、「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 住民が水害リスクを知る機会を数多く提供 水害リスクを知るツールの整備 行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成 市及び住民の避難判断の支援 避難勧告等に関する情報を迅速に提供(市) 武庫川下流部における「洪水予報」の実施(気象台共同) 迅速な避難活動の支援 <水防上重要な箇所> 水防活動や避難勧告等の発令の支援 地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信 大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上 防災態勢の強化(市) 住民が被害に遭わないために必要な知識の啓発 各種防災情報の入手方法の啓発 水害発生時の災害時要援護者の円滑な避難(市) 住民の避難判断の支援 住民の避難判断の助けとなるような公助の取組(市) 水害に備えたまちづくりの実現に向けた検討 浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図る 水害に対する保険制度への加入促進	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 我がまちを歩く体験型講座の開催等 水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップへの改良・強化 CGハザードマップで整備した映像等の継続公開と活用方法の検討 ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座の実施 行政担当職員に対する研修の充実 防災情報の提供体制の充実 同報無線・移動無線の充実 「洪水予報」の実施 増水する河川の画像情報の提供・配信 サイレン・回転灯の設置 洪水時の水位予測等の配信 地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信 実践的な演習の実施 県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施 住民主体で作成したハザードマップ等の一層の利活用 「ひょうご防災ネット」への加入促進等 地区内で住民同士が助け合う取組の促進 [再掲]防災情報の提供体制の充実 ・隣接市間で避難情報の共有 ・隣接市の避難所の相互活用等の検討 避難経路等の屋外表示の検討 ・水害リスクに対する認識の向上 ・減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導等 避難所や公共施設等重要施設の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等) 「フェニックス共済」等への加入促進							
						(1)水害リスクに対する認識の向上(知る)	①水害リスクを知る機会の提供 ②水害リスクを知るツールの整備 ③防災の担い手となる人材の育成				
						(2)情報提供体制の充実と水防体制の強化(守る)	①避難情報の伝達 ②河川情報の伝達 ③水防体制の強化				
						(3)的確な避難のための啓発(逃げる)	①自助の取組の推進 ②共助の取組の推進 ③公助の取組の推進				
						(4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	①水害に備えるまちづくりへの誘導 ②重要施設の浸水対策 ③水害に対する保険制度の加入促進				
						第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	11	既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。	流水利用の適正化 適正な水利用の推進(関係機関連携)	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握 農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等 節水の啓発・水利用の合理化 雨水・再生水利用の促進(各戸への雨水貯留タンクの設置)	
						2. 緊急時の水利用	12	渇水時には、利水者間での相互調整が円滑に行われるよう必要な情報提供に努めるとともに、関係機関及び利水者と連絡体制を構築したうえ、相互に連携しつつ、広域的な水融通の円滑化に取り組み、被害を最小限に抑える。また、震災などの緊急時には、河川水を消火用水、生活用水などに利用できるよう配慮する。	(渇水時)利水者間の相互調整の円滑化 広域的な水融通の円滑化(関係機関連携・利水者連携) 緊急時の河川水利用の円滑化	渇水調整会議等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整 給水ネットワークの整備 消火用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	○
						3. 健全な水循環の確保	13	関係機関や地域住民と連携して、流域が本来有している保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全等に努め、健全な水循環系を確保する。	流域水循環の把握 森林、農地、ため池の整備や適正な管理(関係機関連携) 貯留浸透施設の整備(関係機関連携)	流域水循環の把握 [再掲]人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携) [再掲]急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策 [再掲]高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備) [再掲]水田の保全(関係機関連携・農業者連携) ため池の保全 [再掲]透水性舗装 浸透ます等の整備(道路側溝の浸透化)	
						第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1. 動植物の生活環境の保全・再生	14	武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。	「2つの原則」の留意事項等を取りまとめた手引きの作成 「2つの原則」のパンフレット作成 地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化 河川整備に際して「2つの原則」を適用 重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生物の生活空間」を改善 魚類等の移動の連続性確保 干潟の創出 礫河原と瀬・淵の再生 外来植物の除去 代償措置としての礫河原の再生 移動性が低い生物の移植対策 みお筋の再生 瀬・淵の再生 ワンド・たまりの再生 オギ群集の再生 代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	手引きの作成 パンフレットの作成 ・行政手続きの迅速化 ・技術面でのサポート 「2つの原則」の適用 配慮を検討すべき「生物の生活空間」の改善 河床掘削に併せた潮止堰等の撤去 上流側床止め魚道改良 水制工等の設置 現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削 ・河床掘削によるシタレスス'マガヤの除去 ・関係機関や地域住民と連携したシタレスス'マガヤの除去 区間外での礫河原の再生 オグラコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類の移植対策 現況と同様の蛇行部確保 河道が直線的で河床勾配が一定な区間での木杭や根固工等の設置 ・河床の横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に変化 ・ワンド・たまりの再生 現地発生した表土の再利用 区間外での瀬・淵やワンド等の創出	○
(2)「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	①武庫川下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流 約5.0km) ②武庫川下流部掘込区間(生瀬大橋～名塩川合流点 約2.5km) ③武庫川上流部(岩鼻橋～山崎橋 約1.9km)										
(3)天然アユが遡上する川づくり	15	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。	関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	・魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上 ・産卵場及び稚魚期の生息場所の確保 ・必要に応じた生息実態の追加調査等							

武庫川水系河川整備計画 進行管理項目一覧

河川整備計画(第4章「河川整備の実施に関する事項」)に記載された事項・項目		管理番号	【実施目標】	【取組方針】	【点検指標】	必要に応じて実施する項目			
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	2. 良好な景観の保全・創出	16	周辺の地域景観と調和した武庫川らしい景観を保全・創出する。	地域固有の景観資源の保全沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	・地域固有の生態系の保全 ・自然素材や多自然工法の採用 ・構造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮 治水上支障がない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景 <下流部築堤区間>樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等				
				魅力ある河川景観の創出(住民連携) 地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出 地域の個性に配慮した景観づくり				
	3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	17	自然とのふれあいや環境学習の場を整備・保全する。また、適正な河川利用を確保する。	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応 武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)	多様な要請への対応 ・河川利用の利便性の確保 ・自然を生かした水辺の創出や施設の整備				
				秩序ある水面利用(流域市連携・関係機関連携) 汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創出(住民連携)	秩序ある水面利用 魅力ある水辺とのふれあいの場の創出				
	4. 水質の向上	18	(1)下水道整備の推進 (2)水質調査等の継続実施 (3)水質事故への対応 (4)わかりやすい水質指標による調査 (5)水生植物による自然浄化機能の向上	関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。	放流水のさらなる水質改善 水質状況の的確な把握 水質事故時の情報の迅速な伝達と共有化(関係機関連携) 地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める 河積に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	下水処理施設の高度処理化 合流式下水道改善事業等 定期的な水質調査や底質調査(関係機関連携) 「武庫川水質連絡会議」等との連携 わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)			
				19	河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事 ・<下流部築堤区間>定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持掘削や堤防・護岸の修繕工事	○	
						河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保 適切な樹木管理	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新 ・河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	○	
						適正な樹木管理についての検討 水文観測施設の機能確保	治水上支障となる樹木の伐採や治水上の支障がない範囲での植樹等 ・適切な維持管理 ・老朽施設の更新	○	
						治水上著しい支障がある不法行為者への指導(関係部局連携) 安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	不法行為者への指導 ・クリーン作戦(県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃 河川愛護活動・ひょうごアドプト等に対する清掃資材提供等の支援 回収ゴミの適切な処理(県市連携)	○	
	(2)不法行為等への指導 (3)除草・清掃の実施	樋門等の適正な機能発揮 水防倉庫の適正活用(水防時) 河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善 出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	樋門等の操作の実施・指導 水防倉庫の適正活用 施設管理者への指導	○ ○					
	(4)適切な施設操作の実施 (5)占用許可工作物への適切指導	運転調整方法の検討							
	第4節 河川の維持管理等に関する事項	1. 河川の維持管理	19	河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事 ・<下流部築堤区間>定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持掘削や堤防・護岸の修繕工事	○		
河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保 適切な樹木管理					老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新 ・河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	○			
適正な樹木管理についての検討 水文観測施設の機能確保					治水上支障となる樹木の伐採や治水上の支障がない範囲での植樹等 ・適切な維持管理 ・老朽施設の更新	○			
治水上著しい支障がある不法行為者への指導(関係部局連携) 安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施					不法行為者への指導 ・クリーン作戦(県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃 河川愛護活動・ひょうごアドプト等に対する清掃資材提供等の支援 回収ゴミの適切な処理(県市連携)	○			
(2)不法行為等への指導 (3)除草・清掃の実施					樋門等の適正な機能発揮 水防倉庫の適正活用(水防時) 河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善 出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	樋門等の操作の実施・指導 水防倉庫の適正活用 施設管理者への指導	○ ○		
(4)適切な施設操作の実施 (5)占用許可工作物への適切指導					運転調整方法の検討				
2. 流域連携					20	「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学等の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアドプト等の実施	
							「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置、「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	
							学校、公園、ため池を利用した貯留施設の整備(流域市連携)	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留容量約64万m3)	
							水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知	わがまちを歩く体験型講座や住民主体のハザードマップづくりなどの支援	
	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	アユが遡上する川づくりや外来種除去を通じた在来種の保全等							
	地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり							
3. モニタリング	21	治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める 公平性、透明性を基本に活動主体の自発性、自律性を損なわないように配慮した支援	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携) 活動資金の助成 ・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等					
			流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催 活動主体の概要とその活動内容などの情報提供					
			自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化					
			観測データの活用、住民等との情報共有	・河川管理技術の向上 ・河川整備計画の進行管理等への観測データの活用 住民等との情報共有					
4. 河川整備計画のフォローアップ	22	河川整備計画の着実な推進。	観測精度の維持、向上	日常の保守点検 必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	○				
			定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積					
			環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映 増水時や平常時の流況把握	魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング 増水時や平常時の流量観測データの蓄積					
4. 河川整備計画のフォローアップ	22	河川整備計画の着実な推進。	PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みの導入	PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理の実施					
			フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の開催					
			地域住民等との情報の共有化	施策・事業の実施状況等の情報発信					

河川整備計画の 事項・項目	第 4 章 河川整備の実施に関する事項 第 1 節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ① 下流部築堤区間 (河口～JR 東海道線橋梁下流)
実施目標	戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量 3,200m ³ /s (甲武橋基準点) を安全に流下させる。

1. 施策の概要

河道への配分流量 3,200m³/s を安全に流下させる範囲内で、国道 43 号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。

河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘察し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
				第 1 期 (H23～H27)	第 2 期 (H28～H32)	第 3 期 (H33～H37)	第 4 期 (H38～H42)
(1) 河道 対策	①下流部築堤区間 (河口～JR 東海道線橋梁下流)	国道 43 号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまでの河床掘削	河床掘削 (No.7～No.50) L=5,700m	700m	工事継続	工事継続	工事完了
		流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅、部分的な高水敷掘削	低水路拡幅・高水敷掘削 (右岸No.10～No.31) L=2,000m	1,500m	工事完了	—	—
			低水路拡幅・高水敷掘削 (左岸No.25～No.31) L=580m	—	工事着手 ・完了	—	—
		河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築	南武橋 (改築)	仮橋設置	工事継続	工事完了	—
			国道 43 号橋梁、 阪神高速橋梁 (護床工)	—	工事着手 ・完了	—	—
			阪神電鉄橋梁 (補強)	—	—	工事着手 ・完了	—
			武庫川橋 (旧国道橋梁) (護床工)	—	—	工事着手 ・完了	—
			ガス管橋 (補強又は改築)	—	工事着手 ・完了	—	—
			国道 2 号橋梁 (補強又は改築)	—	工事着手	工事継続	工事完了
			潮止堰の撤去	潮止堰 (撤去)	工事着手	工事完了	—

※工事着手には用地補償を含む

(次ページに続く)

(前ページから続き)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
				第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(1) 河道 対策	①下流部築堤区間 (河口~JR 東海 道線橋梁下流)	床止工の撤去又 は改築	1号床止工 (撤去)	—	—	工事着手 ・完了	—
			2号床止工 (撤去又は改築)	—	—	—	工事着手 ・完了
			3号床止工 (改築)	—	—	—	工事着手 ・完了

※工事着手には用地補償を含む

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)				
				H23	H24	H25	H26	H27
(1)河道対策	<p>①下流部築堤区間 (河口~JR 東海道 線橋梁下流)</p> <p>国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまでの河床掘削</p> <p>流域下水道管渠に影響しない箇所での低水路拡幅、部分的な高水敷掘削</p> <p>河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築</p> <p>潮止堰の撤去</p> <p>床止工の撤去又は改築</p>	河床掘削 (No.7~No.50) L=5,700m	700m	<p>H23</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民説明会等(50回)や地域懇談会により、住民意見を反映した実施計画を策定。 南武橋改築についての概略検討を実施。 地下水調査(利用実態調査、水位観測、塩分遡上予測等)に着手。 	<p>H24</p> <p>—</p> <p>矢板護岸工事(右岸) 西宮市上田東町 No.11+1.9~No.14+73 L=371m 施工 (平成25年5月末時点)</p> <p>—</p> <p>橋梁管理者との協議に着手</p>	<p>H25</p>	<p>H26</p>	<p>H27</p>
		低水路拡幅・高水敷掘削 (右岸No.10~No.31) L=2,000m	1,500m					
		低水路拡幅・高水敷掘削 (左岸No.25~No.31) L=580m	—					
		南武橋(改築)	仮橋設置					
		国道43号、阪神高速橋梁 (護床工)	—					
		阪神電鉄橋梁 (補強)	—					
		武庫川橋(旧国道橋梁) (護床工)	—					
		ガス管橋 (補強又は改築)	—					
		国道2号橋梁 (補強又は改築)	—					
		潮止堰(撤去)	工事着手					
1号床止工 (撤去)	—							
2号床止工 (撤去又は改築)	—							
3号床止工 (改築)	—							
				<p>地下水調査(地下水利用実態調査、水位・電気伝導度観測等)を実施</p>				

4. 点検・評価 (C) 及び改善 (A) (第 1 期 (H23~H27))

年度毎の点検・評価 (C)	事業の改善 (A) ※第 1 期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画の策定にあたり、計画内容の周知や住民意見聴取に積極的に取り組んだ結果、ホームページへのアクセス数 [243 件/月 (7~9 月の平均) → 485 件/月 (1~3 月の平均)] や、住民からの計画に対する問合せが増加したことは、説明会等の効果と考えている。 <small>※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 http://web.pref.hyogo.lg.jp/hs04/hs04_4_000000033.html</small> また、聴取した意見については「武庫川河川整備地域懇談会」で共有し、できるだけ実施計画への反映に努めた。 今後も、計画内容の周知や住民意見の聴取に努め、円滑な事業推進に取り組む。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 〈事業説明会、現地説明会、出前講座〉 H23.5~H24.3 (50 回開催) 参加者累計約 1,900 人 〈武庫川河川整備地域懇談会〉 H23.8~H24.1 (全 3 回完了) 〈パンフレット (5,000 部)、リフレット (50,000 部) の発行〉 〈事業概要説明チラシの配布〉 下流部築堤区間の沿川約 17 万戸を対象に配布 〈広報誌、ホームページへの掲載〉 〈アンケート調査の実施〉 〈現地広報看板 (21 箇所)、意見募集箱 (6 箇所) の設置〉 <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水安全度の向上が最優先 ・津波に対する安全性確保 ・利用面を考慮して、高水敷の段差はなくしてほしい ・干潟の創出やアユの生息環境改善 ・景観保全上、高水敷の樹木は切らないでほしい 等 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の補強又は改築の方法について、今後、橋梁管理者との協議・調整を進める。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11 月より河道対策工事に着手した。今後も更なる事業推進を図る。 〈河床掘削工事〉 河床掘削工事に係る調整を行い、翌年度より本格実施 〈護岸工事〉 右岸 (西宮市側) の矢板護岸工事 L=371m に着工 ・潮止堰撤去・河床掘削こともなう地下水の影響について調査検討に着手した。地下水への影響検討にあたっては、地下水の水位・水質等の経年変化を把握する必要があることから、今後も地下水のモニタリングを継続していく。 ・沿川住民や河川敷利用者へ工事内容の周知に努めた。今後とも円滑な事業進捗に取り組む。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 矢板工事現場の高水敷にインフォメーションセンターを設置し、浸水想定区域を表した立体模型や事業概要のパネルを展示するとともに、河川整備計画の内容を説明するビデオ映写を行った。 2. 事業説明会等 21 回 (655 人) 3. チラシ配布等 14 万部 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・各橋梁管理者に対し、河川改修事業の概要やスケジュールについて説明を行った。引き続き、橋梁の補強又は改築の方法について橋梁管理者と調整を進めていく。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	<p><総合評価></p>

※<総合評価> ◎: 目標を達成した ○: 目標を概ね達成した △: 目標をやや下回った ▲: 目標を下回った

<p>河川整備計画の 事項・項目</p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ② 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)</p>
<p>実施目標</p>	<p>戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量 2,700m³/s (生瀬地点) を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。</p>

1. 施策の概要

掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水 (生瀬地点における河道への配分流量 2,700m³/s) に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。

当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量 (生瀬地点における河道への配分流量 1,900m³/s) を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水 (生瀬地点 2,600m³/s) による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
				第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)
(1) 河道 対策	②下流部掘込区間 (仁川合流点～ 名塩川合流点)	護岸整備やパラペット等による溢水対策 (仁川合流点～生瀬大橋)	護岸整備、パラペット等 (9.0k～15.9k) L=6.9 km	—	—	工事着手	工事完了
		河床掘削等 (生瀬大橋～名塩川合流点)	河床掘削等 (15.9k～18.4k) L=2.5 km	0.5 km	工事継続	工事継続	工事完了

※工事着手には用地補償を含む

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)				
				H23	H24	H25	H26	H27
(1) 河道対策 ②下流部掘込区間 (仁川合流点～ 名塩川合流点)	護岸整備やパラペット等による溢水対策 (仁川合流点～生瀬大橋) 河床掘削等 (生瀬大橋～名塩川合流点)	護岸整備、パラペット等 (9.0k～15.9k) L=6.9km 河床掘削等 (15.9k～18.4k) L=2.5km	—	—	—	—	—	—
			0.5 km	・地元協議を実施 ・道路管理者(国交省及び市)との協議を継続中	・地元及び道路管理者(国交省及び市)との協議を継続中			

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生瀬大橋～名塩川合流点については、事業化に向けて改修案の提示、地元住民意見の聴取に努めた。今後も引き続き、意見聴取に努めていく。 ・河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省と拡幅工法について協議を実施した。今後も引き続き、協議を継続していく。 	<div data-bbox="1129 1906 1489 1960" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <総合評価> </div>
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生瀬大橋～名塩川合流点については、改修案（引堤案）を提示したものの地元との合意には至っていない。今後も地元合意が得られるよう協議を継続していくが、地域の治水安全度向上を図るため、河床掘削を順次進めていく。 ・河川改修と関連する国道176号の改良に関して、道路管理者である国土交通省協議を継続し、円滑な事業執行に向けて調整していく。また、西宮市道西宝橋架け替えについても道路管理者である西宮市と協議を実施していく。 <div data-bbox="210 913 711 954" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 課題：引堤案について地元との合意形成が未了 </div>	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ③ 中流部 (名塩川合流点～羽束川合流点)
実施目標	戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量 2,600m ³ /s (武田尾地点) を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。

1. 施策の概要

中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水 (武田尾地点における河道への配分流量 2,600m³/s) に対し、河川整備を実施する。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (D)			
				第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)
(1)河道 対策	③中流部 (名塩川合流点～ 羽束川合流点)	護岸整備等によ る溢水対策 (武田尾地区)	[住宅地区] 護岸整備等 L=720m	L=520m	工事完了		
			[温泉地区] 護岸整備等 L=355m	L=90m	工事完了		

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)					
				H23	H24	H25	H26	H27	
(1) 河道対策 ③中流部 (名塩川合流点 ~羽束川合流点)	護岸整備等による溢水対策 (武田尾地区)	[住宅地区] 護岸整備等 [温泉地区] 護岸整備等	520m 90m	事業化に向けて地元協議を実施	用地・補償、県道詳細設計、土地区画整理組合の設立に向けた支援を実施				
				事業化に向けて地元協議を実施	地元協議を継続 用地境界の確認が完了				

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <p><住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けて改修案の提示、地元住民意見の聴取に努めた。 ・土地区画整理事業と連携して、河川改修事業を進めることで、概ねの方針が決まった。 ・道路管理者・公園管理者・橋梁管理者など、関係者が多岐に渡ることから、事業の円滑な実施に向け、随時協議・調整を進めていく。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <p><住宅地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期(地区内再建を希望する方の移転先を先行して確保するための盛土を実施する範囲)の用地買収及び支障家屋の移転補償が概ね完了した。また、県道改良工事(附帯工事)の詳細設計を実施するとともに、道路管理者などの関係者と協議を行い、次年度の工事着手に向けて協議・調整を進めた。 ・地元関係者等で構成する土地区画整理組合の設立に向けた支援を行った結果、組合設立準備会の設立を経て、組合設立認可申請書が提出された。(H25.3.8) ・今後、土地区画整理組合とも連携しつつ事業推進を図る。 <p><温泉地区></p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地境界確認や地元協議を実施した。今後も引き続き事業執行環境の整備に努め、H26年度の新規事業着手を目指す。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

<総合評価>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川
実施目標	各河川の目標流量を安全に流下させる。 ・大堀川 50m ³ /s ・荒神川 39m ³ /s ・波豆川(宝塚市) 160m ³ /s ・波豆川(三田市) 65m ³ /s ・山田川 100m ³ /s ・大池川 40m ³ /s ・相野川 45m ³ /s ・武庫川及び真南条川 110m ³ /s ・波賀野川 25m ³ /s

1. 施策の概要

それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
				第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)
(1)河道 対策	④上流部(羽束川 合流点～本川上 流端)及び支川	大堀川(宝塚市) の整備	河床掘削等 (西田川橋～西ノ町橋) L=1.2 km	0.2 km	工事継続	工事完了	—
		荒神川(宝塚市) の整備【市】	河床掘削等 (国道176号～荒神橋) L=0.6 km	0.2 km	工事完了	—	—
		波豆川(宝塚市) の整備	河道拡幅等 (滝本橋～島橋) L=0.3 km	0.3 km	—	—	—
		波豆川(三田市) の整備	河道拡幅等 (中河原橋～護摩池) L=0.6 km	0.3 km	工事完了	—	—
		山田川(三田市) の整備	河道拡幅等 (山田滑谷ダム上流1050m ～砥石橋上流500m) L=1.9 km	1.3 km	工事継続	工事継続	工事完了
		大池川(三田市) の整備	河道拡幅等 (JR福知山橋梁～国道176 号上流50m) L=0.1 km	0.1 km	—	—	—
		相野川(三田市) の整備	河道拡幅等 (洞橋～2級河川上流端) L=1.4 km	0.7 km	工事継続	工事継続	工事完了
		武庫川及び真南 条川(篠山市)の 整備	河床掘削等 (岩鼻橋～山崎橋) L=1.9 km	1.4 km	工事完了	—	—
		波賀野川(篠山 市)の整備	河道拡幅等 (JR福知山線橋梁～西角橋) L=0.4 km	工事着手	工事完了	—	—

4. 点検・評価 (C) 及び改善 (A) (第 1 期 (H23~H27))

年度毎の点検・評価 (C)	事業の改善 (A) ※第 1 期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大堀川：狭窄部となっている県道橋の架替工に着手した。今後も、引き続き実施していく。 ・荒神川：護岸工 12m を実施。事業の早期完了を目指し、今後も計画的な工事進捗を図る。 ・波豆川(宝塚市)：河川改修と関連する橋梁の改良について橋梁管理者と協議を実施した。今後も、継続して実施していく。 ・大池川：H23 に(国) 176 号福島橋下部工、H24 に同上部工、H25 以降に福島橋部を除く護岸工を実施予定。 ・武庫川及び真南条川：武庫川 (L=1.4km) について調査・設計を実施。H24 年度からの工事着手を目指す。 	<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 5px;"> <総合評価> </div>
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大堀川：狭窄部となっている県道橋の架替工を実施中。今後も、引き続き実施していく。 ・荒神川：護岸工 L=25m を実施。事業の早期完了を目指し、今後も計画的な工事進捗を図る。 ・波豆川(宝塚市)：河川改修と関連する橋梁の改良について橋梁管理者と協議し、橋梁予備設計及び土質調査を実施した。今後も、継続し事業進捗を図る。 ・波豆川(三田市)：H24 実績はなし。H25 は水利権者と調整し工事実施予定。 ・山田川：護岸工 L=157m を実施。 ・大池川：国道 176 号の福島橋が完了。H25 護岸工を実施予定。 ・相野川：洞橋上流右岸護岸 L=110m を施工。事業区間のうち、JR 相野駅周辺では土地区画整理事業が計画されているため、関係者(三田市等)との調整を行った。 ・武庫川及び真南条川：河床掘削工事(篠山市当野) L=0.2km を実施。引き続き、工事進捗を図る。 ・波賀野川：調査・予備設計を実施 (L=0.4km) 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部（羽東川合流点～本川上流端）及び支川
実施目標	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。

1. 施策の概要

計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。

2. 期別計画（P）

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画（P）			
				第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)
(1)河道 対策	④上流部（羽東 川合流点～本 川上流端）及 び支川	天王寺川（伊丹 市、宝塚市）の整 備	堤防強化 [ドレーン工に よる浸透対策] (伊丹市荒牧～ 宝塚市中筋) L=0.6 km	0.2 km	工事完了	—	—
		天神川（伊丹市、 宝塚市）の整備	堤防強化 [表のり面被覆工 による浸透対策] (伊丹市萩野西～ 宝塚市山本西) L=3.8 km	1.4 km (H22迄1.0km済)	工事継続	工事継続	工事完了

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)			
				H23	H24	H25	H26
(1)河道対策 ④上流部(羽束川合流点~本川上流端)及び支川	天王寺川 (伊丹市、宝塚市) の整備 天神川 (伊丹市、宝塚市) の整備	堤防強化 [ドレーン工による浸透対策] (伊丹市荒牧~宝塚市中筋) L=0.6 km 堤防強化 [表のり面被覆工による浸透対策] (伊丹市萩野西~宝塚市山本西) L=3.8 km	0.2 km	—	—	—	—
			1.4 km (H22迄1.0km済)	0.1 km完了 (H23 未までに全体で1.1 km完了)	0.07 km完了 (H24 未までに全体1.17 km完了)		

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から行っている堤防強化を継続して実施。今後も引き続き整備推進に努める。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天神川：堤防強化(L=70m)実施。期別計画（第1期）1.4km に対し、1.17km が完了。今後も引き続き整備推進に努める。 ・天王寺川：天神川の期別計画（第1期）整備に概ねの目途が立つ、平成 26 年度頃から事業着手する。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	
<p><総合評価></p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

<p>河川整備計画の 事項・項目</p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）</p>
<p>実施目標</p>	<p>計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。</p>

1. 施策の概要

築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。
また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。
併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。

2. 期別計画（P）

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画（P）			
				第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)
(1)河道 対策	⑤下流部築堤区 間の堤防強化 (南武橋～仁 川合流点)	計画高水位以下の 洪水に対する浸透 対策、侵食対策	・ドレーン工法等 の浸透対策(対 策実施延長 L=10.7km [※]) ・護岸工による侵 食対策(対策実 施延長 L=6.2km [※])	工事継続 (浸透対策) L=7.0km [※]	工事完了 (浸透対策) L=3.7km [※] (侵食対策) L=6.2km [※]	—	—
		計画高水位以上の 洪水に対する被害 緩和対策	・計画高水位以上 の洪水に対して 堤防を決壊しに くくする浸透対 策 ・侵食対策及び巻 堤等による越水 対策	—		計画高水位以下の洪水に対す る浸透・侵食対策の完了後、 可能なものから実施	
		堤防に近接する一 部の家屋等の対応	堤防に近接する一 部の家屋等の対応 の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討			

※今後実施する詳細設計の結果、対策実施延長は変動する。

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)				
				H23	H24	H25	H26	H27
(1) 河道対策 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化 (南武橋～仁川台流点)	計画高水位以下の洪水に対する浸透対策、 侵食対策	・ドレーン工法等の浸透対策 (対策実施延長 L=10.7km [※]) ・護岸工による侵食対策 (対策実施延長 L=6.2km [※])	工事継続 (浸透対策) L=7.0km [※]	<浸透対策> 約 0.7 km完了 (H23 未までに全体で約 2.8 km完了) <侵食対策> 要対策区間の抽出検討に着手	<浸透対策> 約 0.6 km完了 (H25.5 月末時点) [尼崎市武庫町、大島、西宮市日野町] (全体で約 3.4 km完了) <侵食対策> 要対策区間の詳細設計に着手			
	計画高水位以上の洪水に対する被害緩和対策	・計画高水位以上の洪水に対して堤防を破壊しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	-	-	-			
	堤防に近接する一部の家屋等の対応	堤防に近接する一部の家屋等の対応の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討	-	-			

※今後実施する詳細設計の結果、対策実施延長は変動する。

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H14 に実施した堤防安全性の概略検討で比較的安全度が低いと判定した 4.4 kmの区間のうち、その後の詳細検討により緊急度が高いとした箇所については、全て対策を完了している（浸透対策）。 しかしながら、侵食対策を含めた要対策区間が多く残されていることから、事業の進捗速度を上げて取り組みを進める。 ・ 津波対策、耐震対策については、東日本大震災を受けての国の検討を踏まえ、県で詳細な検討を行い、対策が必要となった場合には速やかに実施する。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約0.6kmの浸透対策を完了した。また、概略検討時の対策不要区間に対して詳細検討に着手。引き続き、浸透に対する堤防の安全性を確保する取り組みを進める。 ・ 侵食対策について、詳細設計業務に着手。 ・ 津波対策について、津波遡上解析に着手。今後、津波遡上解析の結果を踏まえ、必要に応じて対策を検討していく。 ・ 耐震対策について、「レベル2地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」等に基づき、耐震点検に着手。今後、必要に応じて適切な対策を検討していく。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

<総合評価>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ① 新規遊水地の整備 ② 青野ダムの活用
実施目標	遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において 280m ³ /s の洪水調節を行う。

1. 施策の概要

武庫川本川と羽束川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。
 また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも 40 万 m³ 拡大する（予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更）。

甲武橋地点流量配分

①新規遊水地の整備	0→20m ³ /s
②青野ダムの活用	220→260m ³ /s

2. 期別計画（P）

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画（P）			
				第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)
(2) 洪水調節施設の整備	①新規遊水地の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	—	—
	②青野ダムの活用	洪水調節容量の拡大	洪水調節容量の拡大 (操作規則の適切な変更)	試行操作の継続 (事前放流容量を 20 万 m ³ から 40 万 m ³ に拡大)	洪水調節容量の拡大 (事前放流容量を 予備放流容量 [40 万 m ³] に位置付 け)	—	—

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)					
				H23	H24	H25	H26	H27	
(2) 洪水調節施設の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	測量・用地境界確認を実施するとともに予備設計に着手。	下水道都市計画変更及び予備設計が完了。				
	①新規遊水地の活用	洪水調節容量の拡大	試行操作の継続 (事前放流量を20万m ³ から40万m ³ に拡大)	基準雨量※に達した5洪水について事前放流(20万m ³)を実施。うち2洪水については、事前放流実施中に基準雨量を下回ったこと、また青野ダム下流部で水位が上昇したため、事前放流を中止した。	基準雨量※に達する洪水がなかったため、事前放流は未実施。 H23年度、事前放流中に青野ダム下流部で水位が上昇する事象があったことから、事前放流の一時中止基準について検討を行った。				

※基準雨量：今後12時間の予測累加雨量が20mmを超えると予測され、かつ、現時刻までの累加雨量と今後12時間の予測累加雨量の合計が80mmを超えると予測されるとき。

4. 点検・評価 (C) 及び改善 (A) (第 1 期 (H23~H27))

年度毎の点検・評価 (C)	事業の改善 (A) ※第 1 期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規遊水地については、予備設計を進めるとともに、H24 年度の下水道都市計画変更に向けた関係者調整にも取り組む。 ・青野ダムについては 5 洪水で事前放流を実施した。事前放流量 20 万 m³ から 40 万 m³ の拡大に向けて利水事業者との協議に必要な試行回数概ね 10 回を確保するため、引き続き、試行操作を継続する。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規遊水地については、下水道都市計画変更及び予備設計が完了した。今後、詳細設計の着手に向けて地質調査や関係者協議(下水道管理者、神戸市)を進める。 ・青野ダムについては、事前放流操作を開始する雨量に達する洪水がなかったため、H24 年度の事前放流は実施していない。今後も引き続き、テータの蓄積に努めていく。 ・H23 年度、事前放流中にダム下流の水位が上昇した事象があったことを踏まえ、より適切な試行操作が実施できるよう事前放流の一時中止基準の見直しについて、利水事業者と協議を進める。 <div data-bbox="225 1021 880 1061" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>課題：事前放流は濁水リスクや下流部の水位上昇への影響等の検証が必要</p> </div>	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検結果)</p>	

<総合評価>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

<p>河川整備計画の 事項・項目</p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ③ 洪水調節施設の継続検討</p>
<p>実施目標</p>	<p>河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。</p>

1. 施策の概要

千苺ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
				第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(2) 洪水調節施設の整備	③ 洪水調節施設の継続検討	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	・千苺ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討	(千苺ダム) ・治水活用の検討に必要なデータ蓄積 ・治水活用に必要な施設改造や水質への影響、治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討 (新規ダム) ・栽培・植栽技術の蓄積のため、平成18年度から実施している植物植生調査を継続実施 ・新規ダムの課題や環境保全方策等を検討 上記検討を踏まえ、千苺ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討			

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)			
					H23	H24	H25	
(2) 洪水調節施設の整備	③洪水調節施設の継続検討	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	・千刃ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討	(千刃ダム) ・治水活用の検討に必要なデータ蓄積 ・治水活用に必要な施設改造や水質への影響、治水活用によるなう損失補償の取り扱い等について検討 (新規ダム) ・栽培・植栽技術の蓄積のため、平成18年度から実施している植物植生調査を継続実施 ・新規ダムの課題や環境保全方策等を検討 上記検討を踏まえ、千刃ダム治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討	(千刃ダム) ・千刃ダム地点の降雨データ等 (流入量や放流量など) を蓄積 ・事前放流等による暫定的な治水活用についての検討に着手。			
				(千刃ダム) ・千刃ダム地点の降雨データ等 (流入量や放流量など) を蓄積 ・H23 年台風第12号、15号の洪水被害を踏まえ、事前放流等による暫定的な治水活用について神戸市に協力依頼し、水道事業に支障のない範囲で協力する旨、回答を得た。 (新規ダム) 現地植栽しているサツキ、アオヤギバナ他5種のモニタリング、ヒナラシ・イワチドリ等の現地植栽を実施	(千刃ダム) ・千刃ダム地点の降雨データ等 (流入量や放流量など) を蓄積 ・H23 年台風第12号、15号の洪水被害を踏まえ、事前放流等による暫定的な治水活用について神戸市に協力依頼し、水道事業に支障のない範囲で協力する旨、回答を得た。 (新規ダム) 現地植栽しているサツキ、アオヤギバナ他5種のモニタリング、ヒナラシ・イワチドリ等の現地植栽を実施			

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度においては、台風第 12 号、15 号といった大型の台風があったものの、千苅ダム流域においては、大きな降雨とはならなかったことから、中小規模の洪水時水文データの蓄積に留まった。引き続き、データ蓄積を継続する。 事前放流による治水活用等について、神戸市と協議を行う。 「植物植生調査」については、引き続き、モニタリング等を実施する。 	<div data-bbox="1166 1899 1466 1957" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <総合評価> </div>
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度においては、千苅ダム流域においては、大きな降雨とはならなかったことから、中小規模の洪水時水文データの蓄積に留まった。引き続き、データ蓄積を継続する。 事前放流による治水活用については、新たな放流設備の規模や設置場所、事前放流の操作方法等についての検討に着手した。 「植物植生調査」については、引き続き、モニタリング等を実施する。 <div data-bbox="199 913 880 952" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 課題：治水活用については渇水リスク等の課題があるため、さらなる検討が必要 </div>	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 2 流域対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)
実施目標	「武庫川流域総合治水推進計画」と整合を図り、流域内の学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m ³ /sとする。 また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても、流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。

1. 施策の概要

「武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する要綱」に基づき、県及び流域市で構成する「武庫川流域総合治水推進協議会」を設置して、「武庫川流域総合治水推進計画」を策定し、県と流域市が協力して整備を進める。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の 事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	
2. 流域対策	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	推進計画の着実な推進 (推進協議会を設置し、推進計画を策定済み [H22.11])				
(1) 貯留施設の設置による流出抑制対策の実施	学校、公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備 (貯留量約64万m ³)	約5.7万m ³ 着手	整備継続		整備完了	
(2) 様々な流出抑制対策の推進	①調整池の設置指導	「調整池指導要領及び技術基準」に基づく設置指導	条例による義務化				
		流出抑制機能の更なる強化に向けた検討	・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等				
	②森林保全と公益的機能向上	森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能など公益的機能の維持・向上	人工林の間伐等 (関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)			
		急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策		事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	(今後検討)		
		高齢人工林の広葉樹林への一部誘導 (混交林整備)		100ha 着手 (篠山市域での施工面積)	(今後検討)		
	無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じた森林の適正な保全	保安林・林地開発許可制度の適切な運用	継続して適切な運用を実施				
豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策		H25までに 3箇所 着手	(今後検討)			
	治山事業等による流木・土砂災害防止対策		H25までに 29箇所 着手	(今後検討)			

※ 100ha=1km²
(次ページに続く)

<凡例> ①: 武庫川流域内の合計値、②: 関係4県民局の合計値、③: 流域7市域全体の合計値

(前ページから続き)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
2) 様々な流出抑制対策の推進	③水田への雨水貯留	水田の持つ多面的機能の維持・向上	水田の保全 (関係機関連携・農業者連携)	10,141ha [㊦] 優良農地(農振農用地)	継続	(今後検討)	
		水田貯留の実施	課題解決に向けた取り組み等の検討	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施			
	④その他の雨水貯留・浸透の取り組み	その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留浸透施設の整備を検討・実施			
			各戸への雨水貯留タンクの設置	普及啓発に努め、設置を促進			
			道路側溝等の浸透化	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施			
		透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進				

※ 100ha=1km²

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)			
					H23	H24	H25 H26 H27	
2. 流域対策	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市共同で「協議会」を設置し、「推進計画」を策定 (H22. 11) ・専門部会3回、幹事会、推進協議会を開催 ・「武庫川流域総合治水推進計画」を策定 (H24. 2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進協議会」を2回開催 ・条例に基づく推進計画を策定 (H25. 3) 			
(1) 貯留施設の設置による流出抑制対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 学校・公園、ため池等を利用した貯留施設等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備 (貯留量約64万m³) 	<ul style="list-style-type: none"> 約5.7万m³着手 	<ul style="list-style-type: none"> 約0.3万m³着手 (学校2箇所) [累計約0.4万m³着手] (H23年度までに公園1箇所、学校2箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 累計約1.0万m³着手 (累計:公園1箇所、学校3箇所) 			
(2) 様々な流出抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「調整池指導要領及び技術基準」に基づく設置指導 流出抑制機能の更なる強化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 「調整池指導要領及び技術基準」に基づく設置指導 ・指導対象面積の引き下げ ・調整池の恒久化等 	<ul style="list-style-type: none"> 条例による義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定し、以下を規定 ・重要調整池設置、維持管理の義務化 (1ha以上開発) [H25. 4~] ・調整池設置、維持管理の努力義務化 (1ha未満開発) ・既存調整池の指定による維持管理の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 総合治水条例に基づく重要調整池の設置に関する技術的基準策定 (H25年3月) 			
② 森林保全と公益的機能向上	<ul style="list-style-type: none"> 森林の水源涵養機能、土砂流出防止機能など公益的機能の維持・向上 	<ul style="list-style-type: none"> 人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携) 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位) 	<ul style="list-style-type: none"> 321ha 125ha 	<ul style="list-style-type: none"> 85ha 41ha 			
		<ul style="list-style-type: none"> 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導 (混交林整備) 保安林・林地開発許可制度の適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> 100ha 着手 (篠山市域での施工面積) 	<ul style="list-style-type: none"> 30ha 着手 (篠山市域での施工面積) 	<ul style="list-style-type: none"> 30ha 着手 (篠山市域での施工面積) 	<ul style="list-style-type: none"> 30ha 着手 (篠山市域での施工面積) 		
	<ul style="list-style-type: none"> 無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じた森林の適正な保全 	<ul style="list-style-type: none"> 継続して適切な運用を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な運用を実施 			

※ 100ha=1km²
(次ページへ続く)

<凡例> (P) : 武庫川流域内の合計値、(P) : 関係4県民局の合計値、(P) : 流域7市域全体の合計値

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

(前ページから続き)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25 H26 H27
③水田への雨水貯留	豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害の防止	砂防事業による流木・土砂災害防止対策 治山事業等による流木・土砂災害防止対策	H25 までに3箇所 ①着手 H25 までに29箇所 ②着手	1箇所①着手 (累計1箇所①着手)	2箇所①着手 (累計3箇所①着手)	
	水田の持つ多面的機能の維持・向上	水田の保全 (関係機関連携・農業者連携)	10,141ha① 優良農地 (農振農用地)	10,123ha①	10,121ha①	
④その他の雨水貯留・浸透の取り組み	水田貯留の実施	課題解決に向けた取り組み等の検討	農業者への普及啓発と、推進方策の検討・実施	実施に向け課題を整理	水田貯留に係る広報チラシを作成し、普及啓発を実施	
	その他の公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	公共施設での貯留・浸透施設の設置 各戸への雨水貯留タンクの設置 道路側溝等の浸透化	公共施設での貯留浸透施設の整備を 検討・実施 普及啓発に努め、 設置を促進 道路側溝・宅内排水等の浸透化推進 策について検討・ 実施	県営住宅で1箇所着 済 県営住宅で1箇所着 済 助成基数144件① (西宮市、伊丹市、宝塚市の合計 [累計763件①]) ・「浸透側溝設置ガイド ライン」を策定 (県) ・約4.5km① (尼崎市；市及び開発者) [累計約149km①]	県営住宅で設置促進 (1箇所)で整備中、2箇所 検討中) 助成基数174件① (尼崎、西宮市、伊丹、宝塚市の合計 [累計937件①]) ・「浸透側溝設置ガイド ライン」改訂版を策定 (県) ・約8.9km① (尼崎市；市及び開発者) [累計約158km①]	
	水道整備に併せ整備を推進	透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進	H16 年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用済 仕様として適用済	H16 年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用済	※ 100ha=1km ²

<凡例>①：武庫川流域内の合計値、②：関係4県民局の合計値、③：流域7市域全体の合計値

4. 点検・評価 (C) 及び改善 (A) (第 1 期 (H23~H27))

年度毎の点検・評価 (C)	事業の改善 (A) ※第 1 期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留施設については、H23.3 に県立甲山森林公園の整備を完了し、H23 年度には県立高校 2 校で工事着手した。今後は、条例をよりどころに学校側の理解と協力を得るなど、さらなる貯留量確保に向けて取り組んでいく。 ・調整池の設置指導については、総合治水条例で 1ha 以上の開発に伴う設置及び保全の義務化を行うこととした。今後、H25.4 の施行に向けて、新しい指導要領及び技術的基準を策定し、設置指導を実施していく。 ・付加的効果が期待できる公益的機能の維持・向上については、新ひょうごの森づくり、災害に強い森づくり計画、山地防災・土砂災害対策緊急 5 箇年計画等に基づき、整備に努めた。今後も引き続き土地所有者の協力を得ながら整備を推進していく。 ・各戸貯留については H23 年度末迄の助成累積基数が流域全域全体で 764 基であり、総合治水に対する住民の意識向上を図るためにも引き続き推進する必要がある。 ・浸透施設(道路側溝、宅内排水等)整備については民間開発者の協力も得て、尼崎・西宮・伊丹の各市で取り組みが進んでおり、特に尼崎市域では H23 年度末迄に累計約 150km の実績があるなど、浸透施設整備への取り組みが展開されている。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯留施設については、H24.7 に県立高校 2 校(宝塚東、阪神昆陽)で整備を完了し、H24 年度には県立高校 1 校(三田西陵高校)で事業着手した。総合治水条例の普及啓発を図りながら、目標貯留量確保に向けて取り組んでいく。 ・調整池の設置指導については、重要調整池設置に関する技術基準を作成し、開発部局や市町と連携しながら、引き続き開発行為に伴う流出抑制に努めていく。 ・土砂崩壊や流木の流出を防止する砂防・治山事業については、5 箇年計画に基づき、整備の進捗に努めた。また、水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、前年度から実績値は減少したものの、期別計画の整備目標値を達成すべく、引き続き整備に取り組んでいく。 ・各戸貯留については、尼崎市で新たに助成制度が設けられるなど、流域全体での取り組みを引き続き推進していく。 ・浸透施設(道路側溝、宅内排水等)整備については、尼崎市で民間開発者の協力も得て約 9km の整備が実施されるなど、今後も引き続き整備に努めていく。 <div data-bbox="213 1379 890 1415" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>学校・公園等の課題：貯留施設整備には施設所有者の理解と協力が不可欠</p> </div> <div data-bbox="213 1438 890 1509" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>森林保全の課題：木材価格の低迷などにより、森林所有者の間伐等森林整備への意欲が停滞</p> </div> <div data-bbox="213 1532 890 1568" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>水田貯留の課題：貯留に関する農業者の不安(畦や作物への影響)</p> </div>	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	<p><総合評価></p>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 3 減災対策 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)
実施目標	計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。

1. 施策の概要

減災対策については、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを認識し、以下の対策を進める。

- (1) 水害リスクに対する認識の向上 (知る) (2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)
- (3) 的確な避難のための啓発 (逃げる) (4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える)

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
3. 減災対策	「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定【県、市】	推進計画の着実な推進 (推進協議会を設置し、推進計画を策定済み [H22. 11])			
(1) 水害リスクに対する認識の向上 (知る)	①水害リスクを知る機会の提供	住民が水害リスクを知る機会を数多く提供	我がまちを歩く体験型講座の開催等【県、市】	体験型講座の開催と手づくりHM作成等の促進		
	②水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップ(以下、HM)への改良・強化【市】	HMの改良及び内水HMの作成・公表		
			CGHMで整備した映像等の継続公開【県】と活用方法の検討【市】	CGHMの継続公開と活用方法の検討		
	③防災の担い手となる人材の育成	行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成	ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座の実施【県、市】	住民やNPO等への研修及び出前講座の継続実施		
			行政担当職員に対する研修の充実【県、市】	行政職員を対象にした研修の継続実施及び充実		
	(2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)	①避難情報の伝達	市及び住民の避難判断の支援	防災情報の提供体制の充実【県】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実	
避難勧告等に関する情報を迅速に提供(市)			同報無線・移動無線の充実【市】	無線施設の整備促進及び適切な維持管理の実施		
②河川情報の伝達		武庫川下流部における「洪水予報」の実施(気象台共同)	「洪水予報」の実施【県】	「洪水予報」の継続実施		
		迅速な避難活動の支援(水防上重要な箇所)	増水する河川の画像情報の提供・配信【県】	河川監視カメラ増設及び継続配信		
		サイレン・回転灯の設置【県】	設置済みのサイレンと回転灯7基の安定作動の確保			
		水防活動や避難勧告等の発令の支援	洪水時の水位予測等の配信【県】	市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信		
		地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信	地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信【県】	多様な手段による水位情報等の配信		
③水防体制の強化		大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上	実践的な演習の実施【県、市】	行政及び地域による実践的な演習の実施		
	防災態勢の強化(市)	県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施【市】	県や防災機関と連携した訓練の実施			

(次ページへ続く)

(前ページから続き)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(3) 的確な避難のための啓発(逃げる)	① 自助の取組の推進	住民が被害に遭わないために必要な知識の啓発 各種防災情報の入手方法の啓発	住民主体で作成したHM等のより一層の活用【市】 「ひょうご防災ネット」への加入促進等【県】	地域の学習会や防災訓練での手づくりHM等の活用 「ひょうご防災ネット」等の新規登録件数 40,000 件/年 (県) の確保 (H25迄)			
	② 共助の取組の推進	水害発生時の災害時要援護者の円滑な避難(市)	地区内で住民同士が助け合う取組の促進【市】	災害時要援護者の円滑な避難に資する取り組み方策等の検討・実施			
	③ 公助の取組の推進	住民の避難判断の支援 住民の避難判断の助けとなるような公助の取組(市)	再掲 防災情報の提供体制の充実【県】 ・隣接市間で避難情報の共有 ・隣接市の避難所の相互活用等の検討【市】 避難経路等の屋外表示の検討【市】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実 避難情報の共有化と避難所相互活用のための仕組みの検討 避難経路等の屋外表示の検討			
(4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	① 水害に備えるまちづくりへの誘導	水害に備えたまちづくりの実現に向けた検討	・水害リスクに対する認識の向上 ・減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導等【県、市】	危険度マップの作成と同マップの活用			
	② 重要施設の浸水対策	浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図る	避難所や公共施設等重要施設の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等)【県、市】	建物の耐水化等の検討・実施			
	③ 水害に備える保険制度の加入促進	水害に対する保険制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進【県】	フェニックス共済加入率 15% (県) (当面の目標)			

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)		
					H23	H24	H25 H26 H27
3. 減災対策		<p>・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置</p> <p>・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定</p>	<p>・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置</p> <p>・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定【県、市】</p>	<p>推進計画の着実な推進</p>	<p>・県市共同で「協議会」を設置し、「推進計画」を策定済 (H22.11)</p> <p>・専門部会3回、幹事会、推進協議会を開催</p>	<p>・総合治水条例に基づく「阪神西部(武庫川流域)地域総合治水推進協議会」を2回開催</p> <p>・条例に基づく推進計画を策定 (H25.3)</p>	
(1) 水害リスクに対する認識の向上 (知る)	① 水害リスクを知る機会を提供	住民が水害リスクを知る機会を数多く提供	我がまちを歩く体験型講座の開催等【県、市】	体験型講座の開催等による手づくりHM作成等の取り組みを促進	県2回(シンポジウム、減災対策講習会)、市12回(我がまちを歩く体験型講座等)開催	市8回(我がまちを歩く体験型講座等)開催	
	② 水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを正確に理解でき、わかりやすい画像・ドマッピング(以下、HM)への改良・強化【市】	HMの改良及び内水HMの作成・公表	神戸市及び三田市で各種HM改良、尼崎市で内水HMを作成(流域7市はHM作成済であり、H22迄に道直改訂している)	神戸市、伊丹市及び宝塚市でHM改訂【避難所等追加】	
(2) 情報提供体制の充実と防災体制強化 (守る)	③ 防災の担い手となる人材の育成	行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成	CGHMで整備した映像等の継続公開【県】と活用方法の検討【市】	CGHMの継続公開	現行のCGHMに台風12号及び15号の浸水実績等を追加拡充して継続公開	現行のCGHMに避難所表示を修正し、継続公開	
		市及び住民の避難判断の支援	ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座の実施【県、市】	ひょうご防災リーダー講座(県、研修会)、市210回の研修会等を開催	住民やNPO等への研修及び出前講座を継続実施	・県26回(防災リーダー講座(県、研修会)、市210回の研修会等を開催)	・県28回(防災リーダー講座(県、出前講座)、市170回の研修会等を開催)
(2) 情報提供体制の充実と防災体制強化 (守る)	① 避難情報の伝達	市及び住民の避難判断の支援	行政担当職員に対する研修の充実【県、市】	行政職員を対象にした研修の継続実施	県12回(県、市16回の研修会を開催)	県10回(県、市35回の研修会を開催)	
		避難勧告等に関する情報を迅速に提供 (市)	防災情報の提供体制の充実【県、市】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実	河川監視カメラ6基の増設、氾濫予測システムの整備を実施し、各種防災情報を継続発信	・県は氾濫予測システムの試験運用を実施、各種防災情報を継続発信	・ツイッター等による情報配信開始(尼崎市、西宮市)、緊急速報メール運用開始(尼崎市、三田市、篠山市)
			同報無線・移動無線の充実【市】	無線施設の整備促進及び適切な維持管理の実施	既存設備の適切な維持管理を実施 (H22迄に流域市で352基の無線を整備済)	市で85基の無線を整備	

(次ページへ続く)

<凡例> 県：全県の合計値、市：関係4県民局全体の合計値、市：流域7市域全体の合計値、市：武庫川流域十(尼崎・西宮両市の南部地域)の合計値

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

(前ページからの続き)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25 H26 H27
(2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)	武庫川下流部における「洪水予報」の実施 (気象台共同)	「洪水予報」の実施【県】	「洪水予報」の継続実施	・洪水予報河川に指定 (H22.9) ・「洪水予報」の継続実施	「洪水予報」の継続実施	
	迅速な避難活動の支援 ＜水防上重要な箇所＞	増水する河川の画像情報の提供・配信【県】 サイレン・回転灯の設置【県】	河川監視カメラ増設及び継続配信 設置済みのサイレンと回転灯7基の安定動作の確保	既設の4基に加え、6基を新たに整備し継続配信を実施 サイレン、回転灯を的確に作動させ、河川利用者等への注意喚起を実施	河川監視カメラ (10基) による継続配信を実施 サイレン、回転灯を的確に作動させ、河川利用者等への注意喚起を実施	
(3) 水防体制の強化	水防活動や避難勧告等の発令の支援	洪水時の水位予測等の配信【県】	市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信	水位予測に加え、氾濫予測情報、河川監視画像等の情報を継続配信	水位予測に加え、氾濫予測情報、河川監視画像等の情報を継続配信	
	地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信	地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信【県】	多様な手段による水位情報等の配信	国土交通省HP「川の防災情報」に加え、新たにNHK、サテレビのデータ放送で水位及び雨量情報の配信を開始	HP「川の防災情報」、データ放送による水位・雨量情報の継続配信を実施	
(3) 水防体制の強化	大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上	実践的な演習の実施【県、市】	行政及び地域による実践的な演習等の実施	県1回(同) (洪水を想定した図上訓練)、市15回(同) (土のう積訓練等) を実施	県1回(同) (洪水を想定した図上訓練)、市13回(同) (土のう積訓練等) を実施	
	防災態勢の強化 (市)	県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施【市】	県防災機関と連携した訓練の実施	17回実施(同)	3回実施(同)	

(次ページへ続く)

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

(前ページからの続き)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)			
				H23	H24	H25 H26 H27	
(3) 確かな避難のため啓発(逃げる)	住民が被害に遭わないために必要な知識の啓発	住民主体で作成したHM等のより一層の活用【市】	地域の防災学習会や訓練等で手づくりHMを活用(西宮市、篠山市) ・上層階避難判断に活用できる危険度マップ作成について県市で検討	・市政出前講座や防災学習等で手づくりHMを活用(西宮市、篠山市)			
	各種防災情報の入手方法の啓発	「ひょうご防災ネット」への加入促進等【県】	「ひょうご防災ネット」等の新規登録件数40,000件/年の確保(H25迄)【県】	H23 新規登録件数 146,200件【県】	H24 新規登録件数 109,100件【県】		
	水害発生時の災害時要援護者の円滑な避難(市)	地区内で住民同士が助け合う取組の促進【市】	災害時要援護者の円滑な避難に資する取組方策等の検討・実施	災害時要援護者支援登録台帳等の整備、情報共有化の取組を実施(西宮市、伊丹市、三田市、篠山市)	・災害時要援護者支援登録台帳等の整備、情報共有化の取組を実施(西宮市、伊丹市、三田市、篠山市) ・災害時要援護者支援連絡会を設置(尼崎市) ・災害時要援護者支援指針(案)を策定(宝塚市)		
③ 公助の取組の推進	住民の避難判断の支援	再掲 防犯情報の提供体制の充実【県】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実	河川監視カメラ6基の増設、氾濫予測システムの整備を実施し、各種防災情報を継続発信	・県は氾濫予測システムの試験運用を実施、各種防災情報を継続発信 ・ツイッター等による情報配信開始(尼崎市、西宮市)、緊急速報メール運用開始(尼崎市、三田市)		
	住民の避難判断の助けとなるような公助の取組(市)	・隣接市間で避難情報の共有 ・隣接市の避難所の相互活用【市】	避難情報の共有化と避難所相互利用のための仕組みを構築	県市による災害時応援協定の締結(H18.11)	・阪神地域広域避難研究会の設置(H25.2月) ・緊急避難所〔児童擁護施設、病院〕の新設(神戸市) ・津波避難ビルの指定及び洪水時活用(尼崎市、西宮市)		
		避難経路等の屋外表示の検討【市】	避難経路等の屋外表示の検討	避難経路や避難所に関する情報の屋外表示を検討(西宮市、伊丹市)	・指定避難所に災害別明示や地盤高表示板を設置(西宮市) ・市内掲示板に避難所方向、距離等を示したステッカー掲載(伊丹市)		

(次ページへ続く)

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

(前ページからの続き)

河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)			
					H23	H24	H25 H26 H27	
(4) 水害に備えつくりたいと水害からの復旧の備え(備える)	① 水害に備えつくりたいの誘導	水害に備えつくりたいの現に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 水害リスクに対する認識の向上 減災のための土地利用や上層階避難が可能なでかつ堅牢な建物への誘導等【県、市】 	危険度マップの作成 ・県市で危険度マップ作成について検討 ・市は出前講座等で地域の水害リスクを提示し、啓発を実施	危険度マップの基礎データ(流速、浸水深)の整理・分析を実施			
	② 重要施設の浸水対策	浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図る	避難所や公共施設等重要施設の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等)【県、市】	建築物の耐水機能に関する指針策定について検討	県は総合治水条例に基づく「建築物等の耐水機能に関する指針」策定(H24.8)			
	③ 水害に備える保険制度の加入促進	水害に対する保険制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進【県】	建築物等の耐水機能に関する指針策定について検討	フェニックス共済加入率15% (当面の目標)	加入率8.8% (うち、6.0% ^市)		

目標	H24年度実績	累計
加入率	15%	0.3%増
加入戸数	約26万戸*	4,290戸増
※ 対象戸数177万戸×15%		

目標	H23年度実績	累計
加入率	15%	0.5%増
加入戸数	約26万戸*	10,272戸増
※ 対象戸数177万戸×15%		

<凡例> 県：全県の合計値、市：関係4県民局全体の合計値、区：流域7市域全体の合計値、圏：武庫川流域十(尼崎・西宮両市の南部地域)の合計値

4. 点検・評価 (C) 及び改善 (A) (第1期 (H23~H27))

年度毎の点検・評価 (C)	事業の改善 (A) ※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <水害リスクに対する認識の向上 (知る) > 県ではシンポジウムや減災対策講習会を開催、神戸市、西宮市、三田市、篠山市では体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会の提供に努めた。また、市においては HM 改良や内水 HM の作成、モデル地区での手づくり HM 作成を推進した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上に努めていく。 ・ <情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る) > 県では6基の河川監視カメラを新設するとともに、水位情報等を TV のデータ放送でも配信を開始するなど、防災情報提供の充実に努めた。また、県と市は洪水に関する実践的な演習や訓練を実施し、水防体制の強化を図った。今後、県と市は提供する情報及び演習・訓練のさらなる充実に努めていく。 ・ <的確な避難のための啓発 (逃げる) > 西宮市、伊丹市、三田市、篠山市では災害時要援護者の避難を支援する台帳の整備や情報の共有化に努めたほか、西宮市及び伊丹市では避難経路や避難所の屋外表示等の検討を行った。今後も住民が的確に避難するための取り組みを推進していく。 ・ <水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える) > 県と市は水害に備えるまちづくりへの誘導を図るため、危険度マップ作成について検討を進めたほか、市においては出前講座等で地域の水害リスクに関する啓発に努めた。今後、県と市は引き続き水害に備えるための方策を検討し、実施に努めていく。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <水害リスクに対する認識の向上 (知る) > 尼崎市・西宮市・伊丹市・三田市では、住民自らが自分たちのまちを歩きながら手づくりのハザードマップを作成するなど、地域の水害リスクを知る機会の提供に努めた。また、県市では防災の担い手となる人材育成のため、研修会や出前講座を精力的に開催した。今後も県市共同で水害リスクの認識向上及び人材育成の推進に努めていく。 ・ <情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る) > 県は氾濫予測システムの試験運用を実施するとともに、河川監視カメラ等による防災情報の提供に努めた。尼崎市及び西宮市では、ツイッター等による防災情報の配信を開始するとともに、尼崎市及び三田市では緊急速報メールの運用を開始した。今後、県と市は住民に提供する防災情報のさらなる充実に努めていく。 ・ <的確な避難のための啓発 (逃げる) > 各市では災害時要援護者の避難を支援する方策 (台帳整備や情報共有、指針策定等) を実施。また県と市は大規模災害の発生時に備え、広域避難研究会を設置し、広域避難のあり方について検討を進めることとした。今後も住民が安全かつスムーズに避難するための取り組みを推進していく。 ・ <水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える) > 県は浸水による建築物への被害を未然に防止するため、「建物等の耐震機能に関する指針」を策定した。今後、県と市は水害に備えるための方策を引き続き検討し、実施に努めていく。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 課題：武庫川流域市のフェニックス共済加入率の低さ </div>	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <総合評価> </div>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 正常流量の確保 (1) 流水利用の適正化 (2) 適正な水利用
実施目標	既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。

1. 施策の概要

河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間（平成5～16年）の最小の濁水流量が1.43m³/sであり、概ね正常流量（1.5m³/s）を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の推進によって合理的な水利用の促進に努める。

2. 期別計画（P）

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）			
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)
(1) 流水利用の適正化	流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握	取水実態の把握	—	—	—
		農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等	取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。			
(2) 適正な水利用	適正な水利用の推進（関係機関連携）	節水の啓発・水利用の合理化	普及啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことによって、漏水の防止・有収率の向上を図る。			
		雨水・再生水利用の促進	普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進			

3. 年度毎の実績 (D) (第 1 期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第 1 期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25 H26 H27
(1) 流水利用の適正化	流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握	取水実態の把握	武庫川水系に219件の慣行水利権があり、この内の15件が事業予定箇所が存在することを把握	-	
		農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等	取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。	点検指標に該当する事業がなかったため未実施	点検指標に該当する事業がなかったため未実施	
(2) 適正な水利用	適正な水利用の推進 (関係機関連携)	節水の啓発・水利用の合理化	普及啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことにより、漏水の防止・有収率の向上を図る。	ホームページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。なお、自治体毎の有収率に大きな変動はなかった。	ホームページによる節水啓発、老朽管の更新や漏水調査、管路巡視等により適切な維持管理を実施。なお、自治体毎の有収率に大きな変動はなかった。	
		雨水・再生水利用の促進	普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進	雨水タンク助成基数144件 [㊦] (西宮市、伊丹市、宝塚市の合計) 下水処理水を街路樹への散水等に有効利用 (西宮市、尼崎市)	雨水タンク助成基数174件 [㊦] (尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市の合計) 下水処理水を街路樹への散水等に有効利用 (西宮市、尼崎市)	

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業予定箇所中存在する 15 件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。 ・残る 204 件については、取水施設の改築の機会等をとらえ、許可水利権への切り替えについて、理解と協力を求めていく。 ・節水の啓発については、今後も引き続き、ホームページでの啓発に取り組む。 ・自治体毎の有収率を確認し、有収率が著しく悪化した場合には、水道事業者へ原因説明や改善を要請する。 ・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。 	<div data-bbox="1157 1937 1300 1995" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <総合評価> </div>
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24 年度については、正常流量 1.5m³/s を確保できた。 ・引き続き、事業予定箇所中存在する 15 件の慣行水利権については、河川改修の機会等を捉え許可水利権への切り替えに努める。 ・残る 204 件については、取水施設の改築の機会等をとらえ、許可水利権への切り替えについて、理解と協力を求めていく。 ・節水の啓発については、今後も引き続き、ホームページでの啓発に取り組む。 ・自治体毎の有収率を確認し、有収率が著しく悪化した場合には、水道事業者へ原因説明や改善を要請する。 ・今後も引き続き、節水の啓発、水利用の合理化に努めるとともに、助成制度を活用した各戸への雨水貯留タンクの普及を促進するなど適切な水利用の推進に取り組む。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 2 緊急時の水利用 (1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化 (2) 緊急時の河川水利用
実施目標	渇水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。

1. 施策の概要

渇水時には、渇水調整会議等を設置し、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による渇水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。
 震災などの緊急時には、河川水を利用できるよう配慮する。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(渇水時) 渇水調整会議※等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	渇水の状況に応じて実施			
	広域的な水融通の円滑化 (関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施			
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時) 消火用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施			

※渇水時に渇水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25
(1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(渇水時) 渇水調整会議※等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	渇水の状況に応じて実施	点検指標に該当する事案がなかったため未実施	点検指標に該当する事案がなかったため未実施	
	広域的な水融通の円滑化 (関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施	水需要の増加がなかったため未実施	水需要の増加がなかったため未実施	
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時) 消防用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施	点検指標に該当する事案がなかったため未実施	点検指標に該当する事案がなかったため未実施	

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。 ・ 給水ネットワークの整備については、現在の水需要において既存施設でのバックアップが可能のため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渇水や震災等による被害が発生しなかったため、渇水調整会議の設置や河川水の緊急時利用等は必要なかった。 ・ 給水ネットワークの整備については、現在の水需要において、既存の浄水場や給水車等の組合せによりバックアップが可能のため、当面の間、事業着手は行わない。今後、水需要の動向を踏まえ、必要に応じて整備を行う。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

<総合評価>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 3 健全な水循環の確保
実施目標	兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づく、健全な水循環系の確保

1. 施策の概要

流域水循環の把握に努めるとともに、実効性のある取り組みを実施する。
なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組む。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
3. 健全な水循環の確保	流域水循環の把握	流域水循環の把握	流域水循環把握に必要なデータの収集			
	森林、農地、ため池の整備や適正な管理 (関係機関連携)	再掲 人工林の間伐等 (関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)			
		再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施 (但し計画策定は県民局単位)	(今後検討)		
		再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導 (混交林整備)	100ha 着手 ^市 (篠山市域での施工面積)	(今後検討)		
		再掲 水田の保全 (関係機関連携・農業者連携)	10, 138ha →10, 141ha ^市 優良農地 (農振農用地)	継続	(今後検討)	
		ため池の保全	ひょうご農林水産ビジョンに基づくため池の保全・整備			
	貯留浸透施設の整備 (関係機関連携)	再掲 透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進			
		再掲 浸透ます等の整備 (道路側溝の浸透化)	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施			

※ 100ha=1km²

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)				
				H23	H24	H25	H26	H27
3. 健全な水循環の確保	流域水循環の把握	流域水循環の把握	関係部局と連携し、流域水循環を把握するために必要なデータ収集。	雨量、水位、低水量、高水量、地下水位、県管理ダム貯水位等のデータの蓄積。	雨量、水位、低水量、地下水位、県管理ダム貯水位等のデータの蓄積。			
	森林、農地、ため池の整備や適正な管理(関係機関連携)	再掲 人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	1,051ha [Ⓐ] (H14~H23 累計 12,863ha [Ⓐ])	381ha [Ⓐ] (うち、85ha [Ⓐ])			
		再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	344ha [Ⓐ]	184ha [Ⓐ] (うち、41ha [Ⓐ])			
		再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備)	100ha 着手 [Ⓐ] (篠山市域での施工面積)	30ha 着手 [Ⓐ] (篠山市域での施工面積)	30ha 着手 [Ⓐ] (篠山市域での施工面積)			
		再掲 水田の保全(関係機関連携・農業者連携)	10,138ha→10,141ha [Ⓐ] 優良農地(農振農用地)	10,149ha [Ⓐ]	精査中			
貯留・浸透施設の整備(関係機関連携)	ため池の保全	ひようご農林水産ビジョンに基づくため池の保全・整備	県単独緊急ため池整備事業制度の創設	県単独緊急ため池整備事業及びため池定期点検事業の実施				
	透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進	H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用済	H16年より、県下全域で透水性舗装を標準仕様として適用済				
		再掲 浸透ます等の整備(道路側溝の浸透化)	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施	・「浸透側溝設置ガイドライン」を策定(県) ・約4.5km [Ⓐ] (尼崎市：市及び開発者) [累計約149km [Ⓐ]]	・「浸透側溝設置ガイドライン(改訂版)」を策定(県) ・約8.9km [Ⓐ] (尼崎市：市及び開発者) [累計約158km [Ⓐ]]			

※ 100ha=1km²

<凡例> [Ⓐ]：関係4県民局の合計値、[Ⓑ]：流域7市域全体の合計値

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、高水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。 ・地下水かん養機能向上に資する森林整備は、「森林管理 100%計画」及び「災害に強い森づくり」に基づき、森林所有者と調整の上、整備推進に努めた。 ・水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所では歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設（道路側溝、宅内排水等）整備については民間開発者の協力も得て、尼崎・西宮・伊丹の各市で取り組みが進んでおり、特に尼崎市域ではH23年度末迄に累計約150kmの実績があるなど、浸透施設整備への取り組みが展開されている。 ・今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域の水循環を把握するため、雨量、水位、低水量、地下水位、ダム貯水位等のデータ収集に努めた。 ・水源かん養機能の維持・向上に資する森林整備については、前年度から実績値は減少したものの、期別計画の整備目標値を達成すべく、引き続き整備に取り組んでいく。 ・水循環に寄与する透水性舗装については、地下水位等の条件を満たす箇所では歩道整備に伴って原則実施している。また、浸透施設（道路側溝、宅内排水等）については、尼崎市では民間開発者の協力も得て約9kmの整備が実施された。 ・今後も健全な水循環を確保するため、流域水環境を把握するとともに地下水かん養及び水循環に寄与する各事業を推進していく。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	<p style="text-align: right;"><総合評価></p>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方 (2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策 ① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部
実施目標	武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。 (武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出 (武庫川下流部掘込区間) 礫河原の再生 (武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生

1. 施策の概要

河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」（以下「2つの原則」という）を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。（水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう「2つの原則」に係る専門検討会※の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。）

※「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会

2. 期別計画（P）

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）				
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)	
1. 動植物の生活環境の保全・再生	「2つの原則」の留意事項等を取りまとめた手引きの作成	手引きの作成	手引き作成	—	—	—	
	「2つの原則」のパンフレット作成	パンフレットの作成	パンフレット作成	—	—	—	
	地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	・行政手続きの迅速化 ・技術面でのサポート	地域住民や団体等の要望に応じて実施				
(1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方	河川整備に際しての「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施				
	重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生物の生活空間」を改善	配慮を検討すべき「生物の生活空間」の改善	ワークショップ等で実施方策を検討し実施				
(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	①下流部築堤区間	魚類等の移動の連続性確保	河床掘削に併せた潮止堰等の撤去	潮止堰撤去着手	潮止堰撤去完了	1号床止工撤去	—
			上流側床止めの魚道改良	—	—	—	2号・3号床止工の撤去又は改築に併せて実施
	干潟の創出	水制工等の設置	—	河床掘削等による流下能力拡大の後、実施			

(次ページへ続く)

(前ページから続き)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)	
(2)「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	②下流部掘込区間	礫河原と瀬・淵の再生	河川改修にあわせて実施				
		外来植物の除去	現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削 ・河床掘削による「ワダ」の除去 ・関係機関や地域住民と連携した「ワダ」の除去	河川改修にあわせて実施			
		代償措置としての礫河原の再生	区間外での礫河原の再生	必要に応じて実施			
	③上流部	移動性が低い生物の移植対策	オグラコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類の移植対策	河川改修にあわせて実施	—	—	
		みお筋の再生	現況と同様の蛇行部確保	河川改修にあわせて実施	—	—	
		瀬・淵の再生	河道が直線的で河床勾配が一定な区間での木杭や根固工等の設置	河川改修にあわせて実施	—	—	
		ワンド・たまりの再生	・河床の横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に変化 ・ワンド・たまりの再生	河川改修にあわせて実施	—	—	
		オギ群集の再生	現地発生した表土の再利用	河川改修にあわせて実施	—	—	
		代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	区間外での瀬・淵やワンド等の創出	必要に応じて実施			

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25 H26 H27
1. 動植物の生活環境の保全・再生	「2つの原則」の留意事項等 をとりまとめた手引きの作 成	手引きの作成	手引き作成	専門家の意見を聴きなが ら、「2つの原則」適用 の考え方や進め方など を取りまとめた手引き (案)を作成	専門家の意見を聴きなが ら「手引き」を策定 (H25.3)した。	
	「2つの原則」のパンフレッ ト作成	パンフレットの 作成	パンフレット作成	パンフレット素案を作 成	手引きとの整合を図り ながら、パンフレットの 内容について検討	
	地域住民や団体等による生 態系の保全・再生活動の円滑 化	・行政手続きの 迅速化 ・技術面でのサ ポート	地域住民や団体等 の要望に応じて実 施	武庫川漁協等が行った 産卵場造成やアドプト 制度を活用した地域活 動等について、申請手続 きのサポートによる手 続きの迅速化、資材等 のサポートを実施	武庫川漁協等が行った アユの産卵場造成やア ドプト制度を活用した 地域活動について、申請 手続きの迅速化、資材等 のサポートを実施	
(1)「2つの原則」の適用にあつ ての考え方	河川整備に際して「2つの原 則」を適用	「2つの原則」の 適用	河川整備の実施計 画段階で専門家の 意見を聴くととも に、施工後も専門家 の意見を聴いて事 後評価を実施	支川の太堀川で橋梁架 替工事を実施中だが「2 つの原則」該当区間は無 し	「下流部築堤区間」「上流 部」については、専門家 の意見を聴いて、整備メ ニューや施工時の配慮 事項等をまとめた「川づ くり計画図」等を作成 し、工事着手した。	
	重点化を図りつつ優先順位 の高いものから配慮を検討 すべき「生物の生活空間」を 改善	配慮を検討すべ き「生物の生活 空間」の改善	ワークショップ等 で実施 方策を検討し順次 実施	—	—	

(次ページへ続く)

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

(前ページから続く)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25 H26 H27
(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	① 下流部築堤区間 魚類等の移動の連続性の確保	河床掘削に併せた潮止堰等の撤去	潮止堰撤去	河川改修の実施設計において環境保全・再生策に関する検討に着手	来年度のアユの遡上時期に向けて、潮止堰の転倒実験に関する関係者調整を実施	
		上流側床止め魚道改良	—	—		
	② 下流部掘込区間 礫河原と瀬・淵の再生	水制工等の設置	—	—		
		現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削 ・河床掘削によるシダ、スズメガヤの除去 ・関係機関や地域住民と連携したシダ、スズメガヤの除去	河川改修にあわせて実施 河川改修にあわせて実施	河川改修の進捗にあわせて実施するため今年度は未実施	河川改修の進捗にあわせて実施するため今年度は未実施	
	③ 上流部 移動性が低い生物の移植対策	区間外での礫河原の再生	必要に応じて実施	必要に応じて実施		
		オグラコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類の移植対策	河川改修にあわせて実施	河川改修の実施設計において環境保全・再生策に関する検討に着手	オグラコウホネの生育地があることから、専門家の意見を聞きながら保全対策を実施(現在も良好に生育) 河川改修区間において実施	
	みお筋の再生	現況と同様の蛇行部確保	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施		
		河道が直線的で河床勾配が一定な区間での木杭や根固工等の設置	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施		
		河床の横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に変化	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施		
		フンド・たまりの再生	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施		
オギ群集の再生	現地発生した表土の再利用	河川改修にあわせて実施	河川改修にあわせて実施			
代償措置としての瀬・淵やフンド等の創出	区間外での瀬・淵やフンド等の創出	必要に応じて実施	必要に応じて実施			

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手引きについては、専門家の意見を踏まえ、H24 年度中の完成を目指す。 ・河川整備の実施箇所における対策については、今後、専門家の意見を聴いて具体化し、河川整備にあわせて実施していく。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の意見を踏まえ、「手引き」を策定(H25.3)した。 ・平成 24 年 8 月に「環境の 2 つの原則専門検討会」を開催し、専門家の意見を聴きながら、武庫川下流部築堤区間・武庫川上流部の環境保全再生方策等を取りまとめた「川づくり計画図」を作成した。 <p>(武庫川下流部築堤区間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H24 年度は河道内での工事はなかったため、自然環境への対策が不要であった。 ・今後、河道内で工事を実施する場合には、「川づくり計画図」に基づき、自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。 <p>(武庫川上流部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川づくり計画図」に基づく河川改修に着手し、河道掘削工事 (L=0.2km) を実施した。 ・工事実施箇所にオグラコウホネの生育地があるため、専門家の意見を聴いて、掘削範囲の変更等による保全対策を行った。(工事実施箇所の二枚貝類の移植は過年度実施済み。) ・工事に併せて、みお筋、瀬・淵、ワンドの再生や、オギ群衆再生のための現地表土の再利用を行い、タナゴ類等の生息環境の再生に努めた。 ・今後も引き続き、専門家の意見を聴きながら、「川づくり計画図」に基づく自然環境の保全・再生に必要な対策を実施していく。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	<p style="text-align: right;"><総合評価></p>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 1 動植物の生活環境の保全・再生 (3) 天然アユが遡上する川づくり
実施目標	アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。

1. 施策の概要

関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(3) 天然アユが遡上する川づくり	関係機関や地域住民との適切な約瑟分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上 ・産卵場及び稚魚期の生息場所の確保 ・必要に応じた生息実態の追加調査等 	魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。			

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)			
				H23	H24	H25 H26 H27	
(3) 天然アユが遡上する川づくり	関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む (住民連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上 ・産卵場及び稚魚期の生息場所の確保 ・必要に応じた生息実態の追加調査等 	<p>魚道については重点化を図りつつ、改善を図り組む。また、河川整備を実施する箇所では、みお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組み。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。</p>	<p>H23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武庫川で生息するアユの実態を把握するため、H21年度からの3カ年にわたり分布調査、産卵場調査、仔アユの流下調査などの生息実態調査を実施した。この調査結果については、専門家の意見を聴きながら取りまとめるとともに、ホームページでの公開、講演会での報告などにより、周知に努めた。 ・県、漁協、地域住民、学識者の適切な役割分担のもと、2号床止工下流において、産卵場造成、専門家を交えた生物観察会を実施した。(H24. 10. 6) ・2号床止の魚道内の流速低減がアユの遡上に寄与することから、試験的に魚道上流側にコンクリートのせき板を設置した。(H24. 5) ・2号床止の魚道改良について素案を作成した。 			

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然アユ基礎調査結果の総括を踏まえ、今後、実施可能な対策に取り組んでいく。 ・特に移動障害となっている2号床止の魚道改良については、専門家や地域住民等の意見を聴きながら、具体的な改善方策について検討していく。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アユの産卵場造成を継続して実施した。 ・2号床止の魚道に試験的にコンクリート板を設置した結果、流速を抑えることができ、目視によってアユ・オイカワ等の遡上が確認された。 ・2号床止の魚道改良について素案を作成した。今後、専門家や漁業組合等の意見を聴きながら、アユのみならず、他の魚類の移動（生物多様性の向上）にも配慮した魚道構造について検討を行い、工事実施に向けた検討を進めていく。 <div data-bbox="225 931 722 976" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>課題：魚類の移動障害の改善に向けた魚道改良</p> </div>	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	<div data-bbox="1134 1951 1278 2011" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p><総合評価></p> </div>

※<総合評価> ○：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な景観の保全・創出
実施目標	自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出する。

1. 施策の概要

武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜づつみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。

また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につないでいく。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
2. 良好な景観の保全・創出	地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成	・地域固有の生態系の保全 ・自然素材や多自然工法の採用 ・構造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。			
		治水支障がない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景	堤内地等治水支障がなく、地域住民等の理解と協力が得られた箇所について緑化修景。			
		<下流部築堤区間>樹木伐採を必要最小限とする工法の検討等	樹木伐採を必要最小限とする河道計画、施工方法等の検討	—		
	魅力ある河川景観の創出（住民連携）	<下流部築堤区間>汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出	河川整備の進捗にあわせて実施			
地域のまちづくりにあわせた景観づくり（各市連携）	地域の個性に配慮した景観づくり	市の要請に応じて実施				

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

		実績 (D)					
河川整備計画の 事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	H23 H24	H 2 2 5	H 2 2 6	H 2 2 7
2. 良好な景観 の保全・創出	地域固有の景観資源 の保全、沿川の地域特 性に配慮しつつ地域 と一体となった景観 形成、生物多様性の恵 みとして得られる景 観の創成	・地域固有の生態系の 保全 ・自然素材や多自然工 法の採用 ・構造物の明度・彩度・ 肌理と周囲との調 和などへの配慮	河川整備に際しては、 「ひょうご・人と自然の 川づくり基本理念・基本 方針」「兵庫県公共施設 景観指針」に基づく、自 然景観を基調とした武 庫川らしい景観の保 全・創出。 堤内地等治水上支障が なく、地域住民等の理解 と協力が得られた箇所 について緑化修景。	下流部築堤区間、上流部の河道計画 検討において、「ひょうご・人と自 然の川づくり基本理念・基本方針」 「兵庫県公共施設景観指針」に基づ き検討。			
		治水上支障がない範 囲での堤防法面や高 水敷の緑化修景	治水上支障がない範囲で、「ふるさ と桜つつみ回廊」のうち、枯死した 桜等については、地元団体等の協力 を得て、補植を行い、景観の維持に 努めた。	・治水上支障がない範囲で、「ふる さと桜つつみ回廊」で補植を実施。 (篠山市栗栖野の武庫川堤防に9 本補植)			
	<下流部築堤区間> 樹木伐採を必要最小 限とする工法の検討 等		樹木伐採を必要最小限 とする河道計画、施工方 法等の検討	住民説明会や出前講座等を合計 50 回開催するとともに、「武庫川河整 備地域懇談会」を設置するなど、広 く沿川住民等の意見を聴いて、下流 部築堤区間の河道設計を検討。この なかで、樹木伐採の最小化について 検討し、河道計画に反映した。	樹木伐採を最小限とする河道計画 に基づき工事に着手。		
	魅力ある河川景観の 創出 (住民連携)	<下流部築堤区間> 汽水域拡大・干潟創出 を活用した魅力ある 河川景観の創出	河川整備の進捗にあわ せて実施	河川改修の実施設設計において、汽水 域の拡大・干潟創出等の検討に着 手。	「環境の2つの原則専門検討会」の 専門家から意見を聴きながら、干潟 創出等の検討を行った。		
	地域のまちづくり あわせた景観づくり (各市連携)	地域の個性に配慮し た景観づくり	市の要請に応じて実施	市の要請が無かったため未実施。	市の要請が無かったため未実施。		

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下流部築堤区間、上流部の河道計画について、武庫川らしい景観の保全・創出に配慮した検討を行った。また、下流部築堤区間では、既存樹木の伐採の最小化を図った。今後は、河道計画に基づき、工事を実施していく。 ・県内で取り組んだ多自然川づくりの事例を「ひょうご・人と自然の川づくり事例集」（平成11年、16年、23年発刊）として取りまとめており、今後も事例の蓄積を図っていく。 ・堤内地等治水上支障がない範囲での緑化修景については、地域住民等の理解と協力が得られた箇所での、植樹等について実施していく。 	<div data-bbox="1157 1848 1466 1910" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <総合評価> </div>
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上流部において武庫川らしい景観の保全に配慮し、河川改修工事に併せて、オギ群落の再生を目的とした現地表土の再利用を実施した。 ・最小限の既存樹木伐採を取り入れた河道計画に基づき工事に着手した。今後も引き続き実施していく。 ・下流部築堤区間での干潟創出等の検討を実施した。今後、河川改修の進捗にあわせて干潟の整備に着手する。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保
実施目標	人と河川の豊かなふれあい及び適正な河川利用の確保。

1. 施策の概要

自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。

なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応	多様な要請への対応	地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応。			
	武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援 (関係機関連携)	・河川利用の利便性の確保 ・自然を生かした水辺の創出や施設の整備	関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。			
	秩序ある水面利用 (流域市連携・関係機関連携)	秩序ある水面利用	流域市や関係機関などと連携し、不法係留等の違法な水面利用が無い状態を維持する。			
	汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造 (住民連携)	<下流部築堤区間>魅力ある水辺とのふれあいの場の創造	河川整備の進捗にあわせて実施			

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25 H26 H27
3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応	多様な要請への対応	地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応	H23 下流部築堤区間の河道計画検討にあたり、地元説明会や出前講座等の積極的な開催(計50回)、事業説明チラシの配布、地域懇談会の設置などに取り組み、広く県民意見を聴取し、河川敷利用のあり方を検討した。「治水安全度の向上が最優先」「津波に対する安全性確保」「利用面を考慮して、高水敷の段差はなくしてほしい」「干潟の創出やアユの生息環境改善」「景観保全上、高水敷の樹木は切らないでほしい」等多様な要請があり、対応可能なものについては実施計画に反映した。	H24 下流部築堤区間の工事実施においては、樹木伐採や、高水敷の掘削により利用の制限が伴うことから、地域住民等の理解を得るため、現地インフォメーションセンターを設置したほか、地元説明会や出前講座等の開催(計21回)、事業説明チラシの配布等の広報に努めた。	H25 H26 H27
武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)	武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)	・河川利用の利便性の確保 ・自然を生かした水辺の創出や施設整備	関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設整備に努める。	H23 下流部築堤区間の河道計画検討においては、現況の親水護岸や護岸勾配を維持できるよう河川利用の利便性や親水性に配慮した設計に努めたほか、河口部での干潟創出については、全国の事例を収集し、整備手法について検討を行った。	H24 河口部での干潟創出については、「環境の2つの原則検討会」の意見を聞きながら検討を実施	H25 H26 H27
秩序ある水面利用(流域市連携・関係機関連携)	秩序ある水面利用(流域市連携・関係機関連携)	秩序ある水面利用	流域市や関係機関などと連携し、不法係留等の違法な水面利用が無い状態を維持する。	H23 不法係留等の、違法な水面利用は確認されなかった。	H24 不法係留等の、違法な水面利用は確認されなかった。	H25 H26 H27
汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造(住民連携)	汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造(住民連携)	魅力ある水辺とのふれあいの場の創造	河川整備の進捗にあわせて実施	H23 河川改修の実施設設計において、汽水域の拡大・干潟創出等の検討に着手。	H24 河口部での干潟創出については、「環境の2つの原則検討会」の意見を聞きながら検討を実施	H25 H26 H27

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下流部築堤区間の河道計画検討にあたり、計画内容の周知や住民意見聴取に積極的に取り組んだ結果、ホームページ※へのアクセス数が増加 [243 件/月（7～9 月の平均）→485 件/月（1～3 月の平均）] するなど、説明会等の効果が見られた。工事の実施段階においても、引き続き、住民意見を聴取し、多様な要請への対応に努める。また、関係機関や地域住民との連携を図りながら、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全に取り組んでいく。 ※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 http://web.pref.hyogo.lg.jp/hs04/hs04_4_000000033.html 河川の水面利用については、今後も秩序ある利用が維持できるよう努める。 	<p><総合評価></p>
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下流部築堤区間において、地元説明会や出前講座等の開催、事業説明チラシの配布等の広報に努めた結果、概ね地元の了解が得られ、H24.11 より低水路護岸工事に着手することができた。さらなる住民理解を得ることを目的に工事現場にインフォメーションセンターを設置した。 下流部築堤区間については、現状の利便性や親水性を極力確保できるよう河川改修に合わせて整備していく。 河口部の干潟については、「環境の2つの原則検討会」の専門家の意見を聴きながら検討を行った。今後、河川改修の進捗にあわせて整備に着手する。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 4 水質の向上 (1) 下水道整備の推進 (2) 水質調査等の継続実施 (3) 水質事故への対応 (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上
実施目標	関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。

1. 施策の概要

武庫川の水質については、環境基準を満足しているが、更なる水の「質」の向上を目指して、環境基準の水域類型の格上げや類型指定区間の見直しを視野に入れるとともに、下水道整備の推進、水質調査等の継続実施、水質事故への対応、わかりやすい水質指標による調査、水生植物による自然浄化機能の向上、の取り組みを進める。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
4. 水質の 向上	(1) 下水道整備 の推進	放流水のさらなる 水質改善	下水処理施設の高 度処理化 <上流処理区> 今後の汚水量の増加に応じて施設を増設 (既存施設は高度処理化済)			
		合流式下水道改善 事業等	<下流処理区> 合流式下 水道緊急改善 計画の目標 達成			
	(2) 水質調査等 の継続実施	水質状況の的確な 把握	定期的な水質調査 や底質調査 (関係機関連携)	水質汚濁防止法に基づき継続して実施		
	(3) 水質事故へ の対応	水質事故時の情報 の迅速な伝達と共 有化 (関係機関連 携)	「武庫川水質連絡 会議」*等との連携	継続して実施		
	(4) わかりやす い水質指標 による調査	地域住民が身近な 河川の水質調査を 通じて川とのつな がりを深める	わかりやすい水質 指標による調査の 実施を検討 (関係 機関連携)	ワークショップ等 で実施方策を検討し順次実施		
(5) 水生植物に よる自然浄 化機能の向 上	河積に余裕がある 箇所での自然浄化 機能の向上	オギやヨシ等の水 生植物の再生 (住 民連携)	ワークショップ等 で実施方策を検討し順次実施			

*水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武庫川流域の7水道事業者で構成する連絡会議

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)			
				H23	H24	H25 H26 H27	
4. 水質の向上	放流水のさらなる水質改善	下水処理施設の高度処理化 合流式下水道改善事業等	〈上流処理区〉 今後の汚水量の増加に応じて施設を増設 (既存施設は高度処理化済)	既存施設 (高度処理化済) で対応可能	既存施設 (高度処理化済) で対応可能		
			〈下流処理区〉 合流式下水道緊急改善計画の目標達成	平成 25 年度の目標達成を目指し、関連市町への働きかけを実施	平成 25 年度の目標達成を目指し、関連市町への働きかけを継続		
	(2) 水質調査等の継続実施	水質状況の的確な把握 定期的な水質調査や底質調査 (関係機関連携)	水質汚濁防止法に基づき継続して実施	水質汚濁防止法第 16 条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施	水質汚濁防止法第 16 条に基づき測定計画を策定し、公共用水域の水質及び底質の調査を定期的に実施		
	(3) 水質事故への対応	水質事故時の情報の迅速な伝達と共有化 (関係機関連携)	「武庫川水質連絡会議」等の連携	事故発生時には迅速な連携を図るとともに、事故発生等に備え、平常時にも情報共有を図る	「武庫川水質連絡会議」を開催 (H23.9.21)	水質事故はなかったが、情報共有を図るため、「武庫川水質連絡会議」を開催 (年 4 回実施: 8 月、11 月、1 月、3 月)	
	(4) わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討 (関係機関連携)	ワークショップ等で実施方策を検討し順次実施	—	—	
(5) 水生植物による自然浄化機能の向上	河積に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	オギやヨシ等の水生植物の再生 (住民連携)	ワークショップ等で実施方策を検討し順次実施	—	—		

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備については、合流式下水道緊急改善計画を平成 25 年度末までに完了できるよう、関係市への働きかけを行う。 ・水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。 ・水質事故等に備え、今後も定期的に「武庫川水質連絡会議」を開催し、情報共有に努めていく。 ・流域連携を促進するために、今後、環境を切り口としたワークショップ等の開催を検討し、このなかで、わかりやすい水質指標による調査や、オギ・ヨシ等の水生植物の再生についての実施方策等を検討のうえ、適切な役割分担の下、具体化を図る。 	<div data-bbox="1129 1951 1278 2011" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <総合評価> </div>
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備については、合流式下水道緊急改善計画を平成 25 年度末までに完了できるよう、関係市への働きかけを行う。 ・水質調査等については、水質汚濁防止法に基づき、今後も継続して調査を実施する。 ・水質事故等に備え、今後も定期的に「武庫川水質連絡会議」を開催し、情報共有に努めていく。 ・今後「みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を活用し、わかりやすい水質指標による調査や、オギ・ヨシ等の水生植物の再生についての実施方策等を検討のうえ、適切な役割分担の下、具体化を図る。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 1 河川の維持管理 (1) 維持・修繕工事の実施 ① 河道、堤防、護岸等 ② 親水施設等 ③ 樹木等 ④ 水文観測施設 (2) 不法行為等への指導 (3) 除草・清掃の実施 (4) 適切な施設操作の実施 (5) 占用許可工作物への適切指導
実施目標	河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、 占用許可工作物への適切指導に取り組む。

1. 施策の概要

平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(1) 維持・修繕工事の実施	①河道、堤防、護岸等	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事			
		<下流部築堤区間> ・定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持掘削 ・堤防・護岸の修繕工事	定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ維持掘削、修繕工事を実施			
	②親水施設等	河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新		「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施	
	③樹木等	適切な樹木管理	・河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ樹木の伐採・抜根等を実施		
適正な樹木管理についての検討		治水上支障となる樹木の伐採や治水上の支障がない範囲での植樹等	適正な樹木管理について検討	-		
④水文観測施設	水文観測施設の機能確保	・適切な維持管理 ・老朽施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施			
(2) 不法行為等への指導	治水上著しい支障がある不法行為者への指導 (関係部局連携)	不法行為者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施			

(次ページへ続く)

(前ページから続き)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(3) 除草・清掃の実施	安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	・クリーン作戦(県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃	継続的に実施			
		河川愛護活動・ひょうごアドプト等に対する清掃資材提供等の支援	継続的に実施			
		回収ゴミの適切な処理(県市連携)	継続的に実施			
(4) 適切な施設操作の実施	樋門等の適正な機能発揮	樋門等の操作の実施・指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともにルールや操作体制について確認			
	水防倉庫の適正活用	水防倉庫の適正活用	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検、水防時の適正活用			
(5) 占用許可工作物への適切指導	河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	施設管理者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施			
	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	運転調整方法の検討	総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する	—		

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)			
				H23	H24	H25	H26
(1) 維持・修繕工事の実施	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事 〈下流部築堤区間〉 ・定期的な横断測量や堤防・護岸の点検 ・必要に応じた維持掘削 ・必要に応じた堤防・護岸の修繕工事	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施	巡視点検の結果、洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施 有馬川の護岸修繕 L=77m 維持掘削 L=1,340m 等			
② 親水施設等	河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の実施	巡視点検の結果、施設の更新なし			
③ 樹木等	適切な樹木管理	・河川区域内樹木等の巡視・点検 ・堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ樹木の伐採・抜根等を実施 適正な樹木管理について検討	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根等を実施 現況の樹木調査を実施 (下流部築堤区間)	巡視点検の結果、樹木の伐採・抜根を実施 ・武庫川下流部築堤区間の危険木 72本 ・有野川 10本		
④ 水文観測施設	適正な樹木管理についての検討 水文観測施設の機能確保	治水支障となる樹木の伐採や治水上の支障がない範囲での植樹等についての検討 ・適切な維持管理 ・老朽施設の更新	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の実施	巡視点検の結果、施設の更新なし	河川水位及び監視カメラのWed 配信サーバの更新を行った (窪塚土木)		
(2) 不法行為等への指導	治水上著しい支障がある不法行為者への指導 (関係部局連携)	不法行為者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施	巡視点検の結果、不法行為者への指導を実施		

(次ページへ続く)

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

(前ページからの続き)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)				
				H23	H24	H25	H26	H27
(3) 除草・清掃の実施	安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	・クリーン作戦(県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃 河川愛護活動・ひょうごアドプト等に対する清掃資材提供等の支援 回収ゴミの適切な処理(県市連携)	継続的に実施	クリーン作戦を実施	クリーン作戦を実施			
(4) 適切な施設操作の実施	樋門等の適正な機能発揮	樋門等の操作の実施・指導	継続的に実施	適切な処理を実施	適切な処理を実施			
(5) 占用許可工作物への適切指導	(水防時) 水防倉庫の適正活用	水防倉庫の適正活用	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともにルールや操作体制について確認	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持	巡視点検を実施し、樋門等の機能を維持			
	河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善 出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	施設管理者への指導 運転調整方法の検討	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施 総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する	巡視点検を行い資材補充とともに、水防時には適正に活用 巡視点検の結果、速やかに点検、修繕等が必要とする施設はなかった	巡視点検を行い資材補充とともに、水防時には適正に活用 巡視点検の結果、速やかに点検、修繕等が必要とする施設はなかった	巡視点検の結果、速やかに点検、修繕等が必要とする施設はなかった		

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、不法行為等への指導、除草・清掃、適切な施設操作を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。 ・排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討については、宝塚市ポンプ場の運転調整に係る浸水シミュレーションを実施し、内水被害の把握を行った。今後、検討結果を踏まえ、排水計画の策定を行う。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の巡視点検を行い、必要に応じて、維持・修繕工事、樹木伐採、除草・清掃を実施した。今後も継続して、適正な維持管理に努める。 ・下水道管理者と協議を行いながら排水計画の指針について検討を行った。早期の計画策定を目指し、今後も検討を継続していく。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	
<p><総合評価></p>	


※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 2 流域連携 (1) 地域社会と河川の良い関係の構築 ① 流域対策・減災対策 ② 動植物の生活環境の保全・再生 ③ 川の計画づくり ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等 ⑤ 水質の向上 (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 (3) 自律的な流域ネットワークとの連携
実施目標	「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。

1. 施策の概要

適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良い関係の構築」「多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援」「自律的な流域ネットワークとの連携」を柱とした武庫川づくりに取り組む。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(1) 地域社会と河川の良い関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等 「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	ひょうごアドプト等の実施 ・「武庫川流域総合治水推進協議会」の設置 ・「武庫川流域総合治水推進計画」の策定	「参画と協働」の推進			
①流域対策・減災対策	学校、公園、ため池を利用した貯留施設の整備 (流域市連携)	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備 (貯留量約64万m ³ )				
	水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知	わがまちを歩く体験型講座や住民主体のハザードマップづくりなどの支援				
②動植物の生活環境の保全・再生	動植物の生活環境の保全・再生 (住民連携)	アユが遡上する川づくりや外来種除去を通じた在来種の保全等				
③川の景観づくり	地域のまちづくりにあわせた景観づくり (各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり				
④河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等	河川利用と人と川の豊かなふれあいの確保等 (住民連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創造等				
⑤水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討 (関係機関連携)				

(次ページへ続く)

(前ページから続き)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	公平性、透明性を基本に活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮した支援	活動資金の助成	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施			
		・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援等	「参画と協働の推進方策」に基づき、情報発信、連携・交流の支援等を継続して実施			
		①連携・交流のための機会提供	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催	適宜実施	
②連携・交のための情報提供		活動主体の概要とその活動内容などの情報提供	ホームページを活用した情報提供の実施			
(3) 自律的な流域ネットワークとの連携	自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化	流域を代表するネットワーク等が形成された場合には、流域市や流域ネットワークの意見も聴きながら連携のあり方について検討し、具体化を図る。			

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)					
				H23	H24				
(1) 地域社会と河川の良好な関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアプト等の実施		<p>H23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事への理解と協力を得るための住民説明会等(50回)や、河川敷利用のあり方等について意見を聴く地域懇談会(3回)等を開催するとともに、住民意見をできるだけ反映した計画づくりを実施(下流部築堤区間) ・フローアーアップ委員会の設置・開催(H23.9) ・シンポジウム「武庫川からはじめよう総合治水」(H23.9開催、参加者約450人) ・ひょうごアプトによる河川敷清掃等の支援(12団体)等 ・県市共同で「協議会」設置(H22.11) ・「推進計画」策定(H22.11) ・「流域対策実施計画」策定(H24.2) 	<p>H24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事への理解と協力を得るための住民説明会等(21回)を実施(下流部築堤区間) ・「みんなで取り組む武庫川づくり交流会」の開催(H25.3) ・ひょうごアプトによる河川敷清掃等の支援(14団体)等 	H	H	H	H
① 流域対策・減災対策	学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の整備(流域市連携)	学校・公園・ため池等を利用した貯留施設等の整備(貯留量約64万m ³)	「参画と協働」の推進	<p>約0.3万m³着手(学校2箇所)</p> <p>[累計約0.4万m³着手]</p> <p>(H23年度までに公園1箇所、学校2箇所)</p>	<p>累計 約1.0万m³着手</p> <p>(累計：公園1箇所、学校3箇所)</p>				
② 動植物の生活環境の保全・再生	水害リスクに対する認識の向上や避難方法の周知	わがまちを歩く体験型講座や住民主体のハザードマップづくりなどの支援		<p>住民自らがまちを歩きながら手づくりハザードマップを作成(市12回)</p>	<p>住民自らがまちを歩きながら手づくりハザードマップを作成(市12回)</p>				
③ 川の景観づくり	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	地域個性に配慮した景観づくり		<p>県、漁協、地域住民、学識者の連携によるアユの産卵場造成(2号床止下流)</p>	<p>県、漁協、地域住民、学識者の連携によるアユの産卵場造成(2号床止下流)</p> <p>市の要請が無かったため未実施。</p>				
④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等	地域のまちづくり(各市連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺のふれあいの場の創出等		<p>干潟創出については、「環境の2つの原則検討会」の意見を聴きながら検討を実施</p>	<p>干潟創出については、「環境の2つの原則検討会」の意見を聴きながら検討を実施</p>				
⑤ 水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)		<p>—</p>	<p>—</p>				

(次ページへ続く)

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

(前ページからの続き)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)				
				H23	H24	H25	H26	H27
(2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	活動資金の助成 ・活動主体の情報発信 ・相互の連携・交流の支援 等	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を実施	H23 地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を実施	H24 地域づくり活動応援事業、ひょうごボランティア基金助成事業等による助成を実施	H25	H26	H27
① 連携・交流のための機会提供	連携・交流のための機会提供	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催	適宜実施	シンポジウム「武庫川からはじめよう総治水」を開催 (H23.9)	「みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催 (H25.3)			
② 連携・交流のための情報提供	連携・交流のための情報提供	活動主体の概要と活動内容などの情報提供	ホームページを活用した情報提供の実施	-	-			
(3) 自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化	流域ネットワークとの連携の具体化	流域ネットワーク形成に向けて、環境ワークショップ(仮称)を開催	-	流域ネットワークの形成に向けて「みんなで取り組む武庫川づくり交流会」を開催した。			

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川整備計画に基づく取り組みの初年度であったことから、広く住民の理解と協力を得るため、主に下流部築堤区間において住民説明会や地域懇談会等により事業説明や住民意見聴取に取り組むとともに、得られた意見はできるだけ実施計画に反映した。また、総合治水の必要性をPRするシンポジウムの開催、ひょうごアドプト、アユの産卵場造成など、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。 武庫川流域には環境に関連する団体が多数存在することから、今後、環境を切り口としたワークショップを開催するなど、連携の機会や情報提供の支援方策について検討していく。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下流部築堤区間においては、広く住民の理解と協力を得るため、住民説明会や出前講座等により事業説明や住民意見聴取に努めた。 総合治水条例に基づき、地域住民等の幅広い意見を聴きながら「阪神西部(武庫川流域圏)地域総合治水推進計画」を策定した。 ひょうごアドプト、アユの産卵場造成など、地域住民等との連携に資する取り組みを実施した。今後も連携を支援・促進するための取り組みを適宜・適切に実施していく。 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援については、「参画と協働の推進方策」に基づき、今後も継続して助成や情報提供等の取り組みを実施していく。 流域連携促進の足掛かりとするため、主に市民団体を対象とした「みんなで取り組む武庫川づくり交流会」(H25.3.20)を開催し、今後の流域連携のあり方について参加者とワークショップ形式で議論した。参加者は31名であり、流域連携は大切との意見が大半である一方、現在の団体活動を行ううえで若者不足(団体構成員の高齢化)が課題であるとの意見も多くあった。今後も引き続き、流域連携の促進を図るため、交流会を継続して開催していく。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <総合評価> </div>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 3 モニタリング ① 定期的な観測によるデータの把握 ② 事業実施前後のモニタリング ③ 流量観測データの蓄積
実施目標	治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。

1. 施策の概要

地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。
 また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。

2. 期別計画（P）

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画（P）			
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～H32)	第3期 (H33～H37)	第4期 (H38～H42)
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	・河川管理技術の向上 ・河川整備計画の進行管理等への観測データの活用	継続的に実施			
		住民等との情報共有	継続的に実施			
	観測精度の維持・向上	日常の保守点検	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき実施			
		必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	必要に応じ実施			
①定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施			
②事業実施前後のモニタリング	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング	継続的に実施			
③流量観測データの蓄積	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施			

3. 年度毎の実績 (D) (第 1 期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第 1 期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25 H26 H27
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	・河川管理技術の向上 ・河川整備計画の進行管理等への観測データの活用	継続的に実施	・雨量、河川水位データ等を実施設計などに活用 ・水位予測システム構築 (H21)、氾濫予測システム構築 (H23)	・雨量、河川水位データ等を河道や遊水地の設計、青野ダム事前放流の実施などに活用	
	観測精度の維持・向上	住民等との情報共有	継続的に実施	ホームページを活用した情報共有を実施 （「地域の風水害対策情報※」へのアクセス数：約 25 万 4 千件/年） ※ http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	ホームページを活用した情報共有を実施 （「地域の風水害対策情報※」へのアクセス数：約 17 万 2 千件/年） ※ http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	
	観測精度の維持・向上	日常の保守点検	「兵庫県河川維持管理計画」に基づき実施	巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持	巡視点検を実施し、観測施設の観測精度を維持	
		必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	必要に応じ実施	・巡視点検の結果、改善の必要なしと判断 ・河川監視カメラ 6 基増設	巡視点検の結果、改善の必要なしと判断	
①定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施	雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施	雨量、河川水位、水質、水温などの調査およびデータ蓄積を実施	
②事業実施前後のモニタリング	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング	継続的に実施	H23 年度までの 3 年間に行ったアユの生息実態調査結果の総括を実施。総括結果は、ホームページで公開するほか、講演会で報告を行うなど、周知に努めた。 河川モニタリング調査（貴重種）を実施。	武庫川上流部や武庫川峡谷での貴重種のモニタリングを実施。	
③流量観測データの蓄積	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施	増水時および平常時の流量観測を実施	平常時の流量観測を実施	

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量や河川水位等の定期的な観測、および増水時・平常時の流量観測、モニタリング調査を実施した。また、これらのデータ活用についても取り組んだ。今後も引き続き継続的に実施していく。 ・河川水位などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めており、今後も継続的に実施していく。 ・観測施設については、今後も適正な保守に努め、観測精度の維持・向上に努めていく。 ・水位予測及び氾濫予測システムについては、観測データを活用し、予測精度向上に努めていく。 	
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量や河川水位等の定期的な観測、平常時の流量観測、モニタリング調査を実施した。また、これらのデータ活用についても取り組んだ。今後も引き続き継続的に実施していく。 ・河川水位などの観測データについてはホームページでの公開を行い、住民等との情報共有に努めており、今後も継続的に実施していく。 ・観測施設については、今後も適正な保守に努め、観測精度の維持・向上に努めていく。 ・水位予測及び氾濫予測システムについては、観測データを活用し、予測精度向上に努めていく。 	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

<総合評価>

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った

河川整備計画の 事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 4 河川整備計画のフォローアップ (1) 河川整備計画の進行管理 (2) フォローアップ委員会の設置 (3) 地域住民等との情報の共有
実施目標	河川整備計画の着実な推進。

1. 施策の概要

PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地域住民等との情報の共有を図る。

2. 期別計画 (P)

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)			
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~H32)	第3期 (H33~H37)	第4期 (H38~H42)
(1) 河川整備計画の進行管理	PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みの導入	PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理の実施	継続的に実施			
(2) フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の設置	フォローアップ委員会の開催	継続的に実施			
(3) 地域住民等との情報の共有	地域住民等との情報の共有化	施策・事業の実施状況等の情報発信	継続的に実施			

3. 年度毎の実績 (D) (第1期 (H23~H27))

河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P) (第1期)	実績 (D)		
				H23	H24	H25 H26 H27
(1) 河川整備計画の進行管理	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みの導入	P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理の実施	継続的に実施	進行管理の仕組みを検討	第2回委員会において、P D C A サイクルの考え方に基づいた進行管理方法について提案し、了承を得た。	
(2) フォロワーアップ委員会の設置	フォロワーアップ委員会の設置・開催	フォロワーアップ委員会の開催	継続的に実施	9月に設置し第1回委員会を開催 (H23. 9)	第2回委員会を開催 (H24. 11)	
(3) 地域住民等との情報共有	地域住民等との情報の共有化	施策・事業の実施状況等の情報発信	継続的に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム「武庫川からはじめる総合治水」 (H23. 9 開催、参加者約 450 人) ・事業説明会、現地説明会、出前講座 (H23. 5~H24. 3 (50 回開催) 参加者累計約 1, 900 人) ・武庫川河川整備地域懇談会 (H23. 8~H24. 1 (全3 回完了)) ・パンフレット (5, 000 部)、リーフレット (50, 000 部) の発行 ・事業概要説明チラシの配布 (下流部築堤区間の沿川約 17 万戸を対象に配布) ・広報誌、ホームページへの掲載 ・アンケート調査の実施 ・現地広報看板 (21 箇所) ・意見募集箱 (6 箇所) の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業説明会、現地説明会、出前講座 (H24. 4~H25. 3) (21 回開催) 参加者累計約 655 人 ・事業概要説明チラシを配布 (34, 000 部)、 ・工事説明チラシを配布 (10, 800 部)、 ・井戸利用の実態調査票の配布 (95, 000 部) ・広報誌、ホームページへの掲載 ・現地広報看板 (21 箇所) により工事概要を周知 	

4. 点検・評価（C）及び改善（A）（第1期（H23～H27））

年度毎の点検・評価（C）	事業の改善（A）※第1期の総括
<p>(H23 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理を図る仕組みについて検討。 今後、具体化を図り、河川整備計画の進行管理に適用していく。 ・フォローアップ委員会を9月に設置、第1回委員会を開催。今後も定期的に開催する。 ・事業内容等を紹介するホームページ※へのアクセス数 [243 件/月（7～9月の平均）→485 件/月（1～3月の平均）] や住民からの計画に対する問合せの増加は、シンポジウムや説明会など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。 <p>※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 http://web.pref.hyogo.lg.jp/hs04/hs04_4_000000033.html</p>	<p><総合評価></p>
<p>(H24 点検・評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルの考え方に基づいた進行管理方法について提案し、了承を得た。今後、河川整備計画の進行管理に適用し、委員会からの意見を聞いて整備計画の次なる進行と改善に努めていく。 ・第2回フォローアップ委員会を11月に開催。今後も定期的に開催する。 ・事業内容等を紹介するホームページ※へのアクセス数は、月平均で350件（H24.4～H25.3の平均）を超えるなど住民等の関心の高さを示しており、説明会や出前講座など「地域住民等との情報の共有」に積極的に取り組んだことによる効果と考えている。今後も継続して情報発信を行っていく。 <p>※「(阪神南地域) 武庫川河川整備事業について」 http://web.pref.hyogo.lg.jp/hs04/hs04_4_000000033.html</p>	
<p>(H25 点検・評価)</p>	
<p>(H26 点検・評価)</p>	
<p>(H27 点検・評価)</p>	

※<総合評価> ◎：目標を達成した ○：目標を概ね達成した △：目標をやや下回った ▲：目標を下回った